

第百四十六回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第三号

平成十一年十二月十四日(火曜日)

午後六時三十分開議

出席委員

委員長 櫻井 新君

理事 赤城 徳彦君

理事 中谷 元君

理事 中桐 伸五君

理事 遠藤 和良君

理事 荒井 広幸君

理事 小野寺 五典君

理事 小林 多門君

理事 阪上 善秀君

理事 田村 憲久君

理事 橋本 康太郎君

理事 葉梨 信行君

理事 平林 鴻三君

理事 松本 純君

理事 山口 泰明君

理事 健田 節哉君

理事 末松 義規君

理事 井上 義久君

理事 若松 謙維君

理事 鰐淵 俊之君

理事 東中 光雄君

議員 衛藤 征士郎君

議員 太田 誠一君

議員 佐田 玄一郎君

議員 佐藤 静雄君

議員 平沼 赳夫君

議員 町村 信孝君

議員 村上 誠一郎君

議員 堀込 征雄君

議員 井上 義久君

議員 井上 喜一君

議員

議員

自治大臣

自治政務次官

自治政務次官

政府参考人

(自治省行政局選挙部長)

衆議院調査局第二特別調査

室長

委員の異動

十二月十四日

辞任

阪上 善秀君

中川 秀直君

福田 康夫君

古屋 圭司君

島 聡君

同日

辞任

嘉数 知賢君

坂本 剛二君

野田 聖子君

森 英介君

今田 保典君

補欠選任

森 英介君

坂本 剛二君

中川 秀直君

古屋 圭司君

島 聡君

同日

辞任

嘉数 知賢君

坂本 剛二君

野田 聖子君

森 英介君

今田 保典君

十二月九日

衆議院比例定数の削減反対に関する陳情書外一

件(札幌市北区北六条西六中野利夫外一名(第

二六二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日(九日)の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(粕

谷茂君外二十四名提出、衆法第一三三三)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本

善明君外二名提出、衆法第一三三三)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(青直

人君外三名提出、衆法第九九)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衛藤征士

郎君外三名提出、第百四十五回国会衆法第二六

号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案起草の

件

〇櫻井委員長 これより会議を開きます。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

について調査を進めます。

政治資金規正法の一部を改正する法律案起草の

件について議事を進めます。

本起草案の趣旨の説明は、去る八日、私から御

説明をいたしました。

これより採決いたします。

政治資金規正法の一部を改正する法律案起草の

件につきまして、お手元に配付いたしております

起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出

の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

〇櫻井委員長 起立総員。よって、そのとおり決

しました。

お諮りいたします。

本法律案の提出手続等につきましては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇櫻井委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

〇櫻井委員長 粕谷茂君外二十四名提出、政治資

金規正法等の一部を改正する法律案、松本善明君

外二名提出、政治資金規正法の一部を改正する法

律案及び青直人君外三名提出、政治資金規正法の

一部を改正する法律案を議題といたします。

粕谷茂君外二十四名提出、政治資金規正法等の

一部を改正する法律案、松本善明君外二名提出、

政治資金規正法の一部を改正する法律案及び青直

人君外三名提出、政治資金規正法の一部を改正す

る法律案について、順次提出者から趣旨の説明を

聴取いたします。平沼赳夫君。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇平沼議員 ただいま議題となりました自由民主

党、自由党並びに公明党、改革クラブの三党派共

同提案の政治資金規正法等の一部を改正する法律

案につきまして、提案理由とその内容の概略を御

説明申し上げます。

今日、世界の情勢は変転著しく、ひとときも平

穩であることはありません。翻って、我が国経済

社会の動きを見ましても、これまでの通念ではと

らえ切ることができないほどの流動化が進んでい

ます。このときにおいて、政治の果たす役割はますます大きく、我々は確固たる将来の見通しのもと、誠心誠意、国民に責任を負い、的確な政策を遂行していかなければなりません。

新たなミレニアムの到来を目前に控え、今切迫する問題が山積しております。これを暇なく解決し、国民の信頼と負託にこたえることなくして、来るべき時代に曙光を見出すことはできません。

さて、議会制民主主義のもとにおいては、政党、政治団体や政治家の活動を通じて国民の政治的意思が形成され政治が遂行されており、この政治活動を財政的に支えるのが政治資金であります。その意味で、我々は、政治資金の規制のあり方は議会制民主主義の健全な発展にかかわる重要な問題であると認識しております。

我々三党派は、このような認識に立ち、我が国議会政治にとって政治資金のあり方はどうあるべきかを議論の基本に据え、個人寄附と会社、労働組合等の団体寄附と政党交付金のあり方を一体として、総合的な検討を真摯に進めてきたところであります。

検討の結果、我々は共通の認識を得ることができました。主な内容は次のとおりであります。

一つは、長年にわたる政治改革の議論を踏まえ、現在の政治資金制度が政党中心の資金調達への転換を目的としたものであることを再認識するとともに、会社等の団体が政党への寄附を通じて政治に参加することの意義の重要性を正しく評価すること。

二つ目は、政治活動の本来の目的にそぐわない政治資金の支出は徹底的に抑制すること。

三つ目は、政党交付金の使途は明瞭であるべきであり、いやしくも国民の疑惑を招くことがあってはならないこと。

四つ目は、我が国の深刻な経済状況にかんがみ、国民負担の軽減の観点、個人寄附の拠出の状況等を総合的に勘案し、個人寄附に係る現行の税制上の優遇措置制度を維持し、引き続き自助努力

により個人寄附の促進に努めることが適当であること。

以上の共通認識を持って、我々三党派は、政治資金規正法等の改正法律案をまとめ、提出する必要があるとの結論に達したものであります。

今回、政治家の資金管理団体に対する会社等の団体寄附を禁止するわけでありますが、これはあくまで真の政党中心の政治の確立を図るための諸改革の一つであり、不必要な政治資金の支出の削減と公正な選挙の実現、個人寄附の増加、政党助成制度に対する国民の信頼確保のための諸改革と一体として、すなわち同一の法律において行う必要があると考えております。

例えば、催し物に対する協賛広告、花輪等の寄附等の形で、選挙区の内外から政治家の支出が求められるという点が問われます。このような支出の削減と公正な選挙の実現のため、このような形で金を出すことは禁止すべきものと考えます。

また、政党交付金を用いて多額の寄附をした政党があり、その先の使途が報告、公開されないことから、こうした寄附は政党交付金の使用方法として不適当であるとの世論の批判を浴びたところでありました。政党交付金に対する国民の信頼を確保する観点から、このような行為は今後できなくすべきものと考えます。

以上、我々三党派が法律案をまとめ、提出するに至った理由について申し上げます。

次に、この法律案の内容の概略につきまして御説明申し上げます。

まず第一は、政治資金規正法の一部改正に関する事項であります。

この法律案は、会社、労働組合その他の団体の資金管理団体に対してする寄附を平成十二年四月から禁止することといたしております。また、平成十二年一月から三月の間は、いわゆる駆け込み寄附を防止するため、寄附の量の制限（総枠、個別制限）の限度額を現行の年間限度額の四分の一を超えてはならないこととしております。

第二に、公職選挙法の一部改正に関する事項であります。

その一は、あいさつを目的とする有料広告及び協賛の広告の禁止についてであります。公職の候補者等及び後援団体は、選挙区の内外を問わず、主としてあいさつを目的とする広告または催し物に対する協賛の広告を有料で掲載させ、または放送させることができないことといたしております。

その二は、花輪等の寄附の禁止に関する事項であります。公職の候補者等及び後援団体は、選挙区の内外を問わず、花輪等の寄附すなわち花輪、供花その他の祝意または弔意をあらわすために陳列される物としてされる寄附をしてはならないことといたしております。あわせて、公職の候補者等がその役員等である団体等（国、地方公共団体を含む）は、公職の候補者等の氏名もしくは役職を表示した氏名が類推されるような方法で、選挙区の内外を問わず、花輪等を寄附してはならないこととしております。

その三は、罰則に関する事項であります。以上の点につきましては罰則規定を整備することといたしております。

第三に、政党助成法の一部改正に関する事項であります。

その一は、政党または政党支部の寄附は、一定の公職の候補者の選挙運動に関するものを除き、政党助成法上、政党交付金による支出または支部政党交付金による支出に含まれないことといたしております。この結果、仮に政党交付金または支部政党交付金を寄附に充てた場合は、当該支出は政党交付金による支出または支部政党交付金による支出とならず、その分の金額は、貸付金の貸し付けに使用した場合と同様、返還の対象となります。

その二は、政党交付金の総額の見直しを定めた附則第六条を削除することといたしております。

第四に、施行期日等に関する事項であります。その一は、この法律は、平成十二年四月一日から

ら施行するものとしたしております。ただし、第一、第三に係る規定の一部は、同年一月一日から施行するものとしたしております。

その二は、租税特別措置法の一部改正に関するものであり、個人の政治活動に関する寄附に対する税制上の優遇措置の適用期限を平成十六年十二月三十一日まで五年単純延長することといたしております。

その三は、政治資金規正法の平成六年改正法附則第九条及び第十條は削除することとしております。

その四は、その他所要の規定を整備することとしております。

以上が、政治資金規正法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上であります。

○桜井委員長 次に、松本善明君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○松本（善）議員 私は、日本共産党を代表して、政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

本法案は、金権腐敗政治を一掃するため、その根源である企業・団体献金を全面的に禁止するとともに、政治資金の収支に関する公開性、透明性を高めることにより、我が国政治及び行政の公正と公平を確立し、もって政治に対する国民の信頼を回復し、我が国民主政治の健全な発展を図ることを目的とするものであります。

日本共産党は、金権腐敗政治の根源である企業・団体献金の全面禁止を繰り返して強く主張し、みずからもかたくこれを実行してまいりました。ところが、厳しい国民の批判にもかかわらず、企業も社会的存在であるなどと呼称して企業・団体献金

が存続され、これが相次ぐ政治腐敗の温床となつてゐることは、ロッキード事件、リクルート事件、ゼネコン疑惑など数々の金権腐敗事件が発覚する都度、繰り返し指摘されてきたところであります。

政治献金は国民の浄財であり、主権者たる国民一人一人に憲法で保障された国民固有の権利である参政権の行使の一形態にはかなりません。選挙権、参政権を有しない企業に政治献金が容認されるいわれはそもそもないものであります。それどころか、営利を目的とする企業が、個人をはるかに超える強大な財力で政治的影響力を特定政治勢力に対して行使するならば、国民の参政権の公平、平等な行使をゆがめ、政治が大企業、財界に目を向けたものになることは明白であります。企業の政治献金は、本質的にわいり性を有しており、国民の参政権を侵害するものであります。

だからこそ、内閣総理大臣の諮問機関として一九六一年に発足した第一次選挙制度改革委員会が「会社、労働組合その他の団体が選挙又は政治活動に際し寄附をすることは禁止すべきものである。」と答申して以来、同趣旨の答申が繰り返し出され、いわゆる政治改革関連法案の土台となった第八次選挙制度改革委員会も、将来の姿として「政党の政治資金も個人の拠出により支えられるようになることが望ましい。」と答申したのであります。企業・団体献金から個人献金への転換は、この四十年來の政治資金をめぐる議論の到達点であります。

九四年のいわゆる政治改革立法において、小選挙区並立制、政党助成法の導入とあわせて企業・団体献金の禁止、見直しが提案されました。政治家個人に対する企業・団体献金の禁止は、細川・河野、いわゆる総合意により五年後に先送りされ、同時に、今問題になっている政治資金規正法の附則第十条で、法施行後五年を経過した時点で、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党に対する企業・団体献金の見直しを国会に義務づけたのであります。自民、公明、自由三党が

提案している附則第十条の削除は、法律に明記された見直し義務を果たさず、国民に対する公約自体を一方的にはごにするものであるばかりか、見直し事項そのものの削除によって、企業・団体献金の縮小、禁止への努力を放棄し、企業・団体献金を將來にわたって容認し続けようとするものであります。そもそもその立法趣旨への重大な逆行であり、断じて認められません。

次に、法案の内容を御説明申し上げます。第一は、企業・団体献金の全面的禁止であります。企業、労働組合その他の団体は、政党であれ政治家個人に対してであれ、政治活動に関する寄附を一切してはならないものといたします。何人も、企業、団体に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘したり、要求してはならないものとし、また、何人も、これに違反して企業、団体からの献金を受けてはならないものとしております。

また、政治資金パーティーの対価の支払いも政治活動に関する寄附とみなし、企業、労働組合その他の団体が政治資金パーティー券を購入することを禁止いたします。第二は、政治資金の透明性の確保であります。国民個人が浄財として拠出する政治活動に関する寄附は、政党及び政治団体に対してするものと、政治家個人はみずからの政治資金を扱う指定政治団体へ一つに限って設けることができることとし、政治家が寄附に係る金員の授受にかかわることを原則的に禁じております。このもとで、政治団体は、経理における寄附勘定を設け、他の勘定と区別してすべての寄附を経理しなければならぬことといたします。さらに、寄附勘定から政治活動に関する支出以外の支出を禁止し、政治家に対しては、みずからの指定政治団体の役員や構成員への監督義務を課すこととしております。経理上の責任を明確にすることは、政治資金の透明性を確保する上で不可欠であります。

第三は、政治活動に関する寄附の公開性と量的制限の強化であります。同一の個人からの寄附の公開基準は、現行の年間五万円超から一万円超に引き下げます。同時に、同一の個人が行う寄附の量的制限を現行の二分の一に引き下げ、政党に対しては年間一千万円、その他の政治団体に対しては年間五百万円とし、指定政治団体に対しては年間百五十万円の制限を設けます。また、寄附者の氏名の公開を免れる目的で二以上の政治団体に寄附を分散させることを禁じております。その他、政治団体間の寄附を禁止してあります。

第四に、政治資金規正法違反に対する罰則の強化であります。政治家が国民の浄財たる政治資金を私的に流用しまたは蓄財するような行為は政治活動に対する国民の信頼を著しく踏みにじるものであることから、かかる不正行為に対する罰則を新設し、十年以下の懲役に処するとともに、十年間の公民権停止といたします。

また、企業・団体献金の禁止に対する違反者は、五年以下の禁錮または百万円以下の罰金に処するものとし、五年間公民権を停止いたします。このほか、寄附の量的制限違反などについても、現行に比べ厳しく処罰することとしております。以上、政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明いたしました。本法案は、金権腐敗政治の一掃という国民の願いにこたえ、企業・団体献金の見直しという、国会の国民に対する公約を確実に果たすものと確信しております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。○桜井委員長 次に、堀込征雄君。政治資金規正法の一部を改正する法律案〔本号末尾に掲載〕

○堀込議員 ただいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容、考え方の概略を御説明申し上げます。

政治資金規正法改正附則第九条に基づき、会社、労働組合その他の団体の資金管理団体に対してする寄附が禁止されることを受け、企業・団体献金を政党を経由させたいいわゆるひもつき献金や、政党支部を無尽蔵に設置し、事実上政治家個人の疑似資金管理団体化するなどの抜け穴、抜け道づくりが表面化し、世論から批判の声が高まっております。

このような実態がまかり通ることを放置しておいては、附則第九条の趣旨をないがしろにするばかりか、営々と積み重ねてきた政治改革の理念をはごにしたものとして、国民の政治不信は一層高まることは明らかであります。したがって、資金管理団体に対する団体の寄附の禁止を有効なものとするために、抜け穴、抜け道をふさぐ措置をとることがどうしても必要であり、これが本法案を提案する理由であります。

次に、法案の主な内容について御説明申し上げます。第一に、政党及び政治資金団体は、公職の候補者の選挙運動に関するもの及び政治資金団体が政党に対してするものを除いて、政治活動に関する寄附をしてはならないものとしております。第二に、会社、労働組合、職員団体その他の団体から寄附を受けることができる政党支部を、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域を単位として設けられる支部、衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域を単位として設けられる支部、一以上の都道府県の区域を単位として設けられる支部及び一以上の市町村の区域を単位として設けられる支部で、おのおのの区域について一つに限ることとしております。また、この寄附を受けることができる支部は、政党が自治大臣または都道府県選管に届け出るものとしております。

第三に、会社、労働組合、職員団体その他の団体が、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域を単位として設けられるもの及び一以上の市町村の

区域を単位として設けられる政党の支部に対して行う寄附については、同一の政党の支部に対しては年間五十万円を超えることができないものとしております。

以上が、政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案理由、内容及び考え方の概略であります。会社、労働組合その他の団体の資金管理団体に対してする寄附を禁止する措置を講じるに当たっては、必ず整備すべき改正であることを改めて申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに可決をいただくことをお願い申し上げます。

○桜井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○桜井委員長 この際、粕谷茂君外二十四名提出、政治資金規正法等の一部を改正する法律案に対し、赤城徳彦君外三名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。西野陽君。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○西野委員 たいい議題となりました自由民主党、自由党並びに公明党・改革クラブの三党派共同提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案に対する三党派共同の修正案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

先ほど、本委員会におきまして、政治資金規正法の一部を改正する法律案を委員会提出することが可決されました。これに伴い、自由民主党、自由党並びに公明党・改革クラブの三党派共同提案の政治資金規正法等の一部を改正する法律案のうち、政治資金規正法の一部を改正する部分を削除する必要があるため、その旨の修正を行おうとするものであります。

修正案は、第一に、法律の題名を公職選挙法及び政党助成法の一部を改正する法律に改めることとしております。

第二に、原案から、政治資金規正法の一部改正に係る部分を削除することとしております。

以上が、この修正案を提出した理由及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○桜井委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○桜井委員長 これより三法律案及び修正案について質疑を行います。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として自治省選挙部長片木淳君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○桜井委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中谷元君。

○中谷委員 時代は想像している以上に大変大きく動いております。委員の皆さんも選挙区へ行けばそのことを痛切に感じておられると思いますけれども、リストラで失業をした人、また、泣く泣く従業員を解雇しなければならぬ中小企業の経営者、長年ののれんを閉めなければならぬ商店街の経営者、寒く夜遅くまで勤めている飲食店の経営者、また、深夜長く駐車をしてお客様を待っているタクシーの運転手さん、就職のできない若者、だれしもこの不況に苦しんでおります。

その人々の表情を見るにつけ、この状況の中で国会議員だけがのうのうと暮らしていく、数を減らさない、旧態依然と結論を出さない、全会一致で、だめだと、国民に対してどうしてそのような論法が通用するのでしょうか。

今日日本は、企業も行政もリストラに取り組み、

構造改革や行政改革に本格的に取り組まなければならない時期でございます。労働組合も財界もマスコミも、今、政治や我々国会議員に対する意識が急激に変化をいたしております。時代の流れは、小さい政府、透明化、自律意識の自覚であり、国民の意識の方がずっと先行しているように思えてなりません。我々はそのことを肝に銘じなければなりません。今、今回提案されました与党三

党の修正案に対して質問をさせていただきます。

まず、今回、与党三党は、いろいろな経緯の中で、国会議員の比例代表議員の定数を二十削減する案を出されました。前回は比例代表の議員を五十削減する案を出されたけれども、今回この比例を二十にするという案が出てきたわけでございますが、これは、とりあえず二十人削減して、後に三十人削減するというふうな案でございますが、そもそもその哲学が変わったのか。本来ならば、継続法案は廃案とした上で新法を出すべきではないかという議論もございすけれども、この新しい案に変わった理由を御説明いただきたいと思ひます。

○鈴木(宗)委員 中谷委員の御質問のとおり、私自身も、全国を歩きました。リストラであいいでいる多くの人に接しますし、また、二〇〇一年から始まります中央省庁再編、改革では十年間で公務員を二五％も削減する、そういった流れの中にあつて、国会議員だけが無傷でいいのかという指摘は再三受けております。私は、中谷委員の質問のとおりだと思っております。

そこで、修正案は五十人の削減法案なのか、それとも二十人削減かということでありすけれども、国民に約束した政治姿勢として、附則の三項において、衆議院議員の定数については、平成十二年の国勢調査の結果により、速やかに四百五十人とするを規定しております。これは五十人の削減法案である。哲学は何ら変わっていないということを明らかにしたいと思います。

○中谷委員 その点につきまして、前回法案を提出されました提案者の皆さんの御意見を伺いたいと思ひます。

○井上(喜)議員 こしこの七月の末ごろだったと思ひますけれども、衆議院の比例区の定数五十名削減の法律の提案理由を申し上げました。そこで申し上げましたように、現行の衆議院の選挙制度は小選挙区比例代表並立制という制度でありまして、御存じのとおり、小選挙区三百人、比例区二百人ございまして、基本的には小選挙区制を志向した小選挙区比例代表並立制である、そういう基本の考え方に立ちまして、私どもは、比例区の定数を五十名削減する、こういう法案を提出したわけでございます。今、鈴木提案者の方からお答えになりましたように、基本的にはそういう考えのもとに今回の修正案が提出された、こんなふう

に考えております。

○中谷委員 続きまして、先ほど趣旨説明がございました与党三党提出の政治資金関連の法案についてお伺いをいたします。

この法案におきまして、これまで認められていた個人の資金管理団体への企業献金の禁止がなされていくわけですが、政党には寄附を認めております。この点につきまして、企業からの献金の性格また存在につきまして、三党の見解というか、考え方を伺いたいと思ひます。

○平沼議員 今回、政治資金に対して、政党及び政党支部に対する献金は必要である、こういう見解をとりましたのは、御承知のように、政治資金というのは、党費でありすとか個人からの拠出、二つ目は企業・団体からの寄附、三つ目は公助助成、こういうことから成り立っております。そして、我々、自由社会において企業というものは政治活動を憲法上保障されている、そういう立場でありまして、企業が行う政治活動というの、最高裁の判決を見るまでもなく、これは認められる、我々はこの見解に立っております。したがって、企業が行ういわゆる政治団体として政党及び政党支部に対する寄附というものは何ら悪ではない、我々はこの見解に立っております。

また、平成六年の一連の政治改革の中で、これからは政党本位の政治を展開しなければならぬというところで、選挙も、あるいは資金、あるいは公費助成、こういったことも政党中心という形で、新しい仕組みとして政党中心の政治をしよう、我々こういうことで取り組んで来たところでありました。そういう観点からいって、今回、附則の九条を廃止する、そういう一致を見たわけでありましたけれども、政党中心のこれからの政治活動をやっていくということであれば、当然附則の十条というの削除すべきである、我々はそういう認識に立っているわけでありました。

政党が政治活動をするというところは、幅広く地域に網の目のように組織を広げ、民意を酌んでいく、こういうことがやはりこれからの政党政治には必要なことでありますので、かかる観点から、我々は、政党及び政党支部に対する企業・団体の献金は必要である、そういう認識に立っているというところで、お答えにかえさせていただきます。

○中谷委員 どうもありがとうございます。それでは、同じ趣旨の質問でありますけれども、民主党の方からも同じ政治資金に関する提案がされております。提案者に、企業・団体献金の性格と位置づけ、民主党の企業・団体献金に関するお考えをお伺いしたいと思っております。

○堀込議員 企業・団体献金につきましては、五年前のあの政治改革国会の中で、本当に長時間にわたる議論が行われました。そして、政治家個人については五年に限ってとりあえず認めて、そして五年たったらそれは禁止しよう。そしてまた、附則十条においては、全体の企業献金の禁止をどうするか、そのことも五年後の状況を見て議論しようというところで十条が定められた、こういうふうな認識をいたしております。

私も、企業・団体が政治家個人に寄附をするということにつきましては、企業・団体の社会的活動、そのことと政治家個人の結びつき、そして利害の結びつきというように、どんなに

それを克服するような措置を講じて、もうどうもそういう性格が出るのだらうというふうな認識をいたしております。やはり企業・団体献金については政党に一元化すべきであらう、こういうふうな基本的な認識をしております。

ただ、その政党も、政党支部への献金で、今の状況ですと、政党支部が無制限に、数限りなくつくられるという状況がありますから、それらもきちんと数を制限したり、つくった政党支部は、企業献金を受けられる支部については自治大臣に届け出る、そして国民の皆様の前に公明な献金の実態とすることを明らかにしながら政治活動をやるべきであらう、こういうふうな認識をしております。

○中谷委員 私も、政治資金を議論するときに忘れてはならないのは、一つは政治腐敗を防止するという手だてと、それと同時に、政治の果たさなければならぬ役割をきちっと果たせる条件を法的に保障してあげるという二面性があると思っております。

我が国の政治形態を考えてみますと、議会制民主主義でありまして、我々国会議員の中から内閣へ大臣や総理大臣を送っているわけでありまして、この議会制民主主義の根幹が、政党や政治家が政治と国民の間の仲介者として国民の意思や利益を組織化する極めて重要な責務を負っている、そのために政党があるのではないかというふうな思っているわけでありまして。

そこで、民主党にお伺いしたいのは、この政党とか政治団体とは何かという議論でございます。

古くは、日本に近代民主主義が出たのは、私の地元であります高知県でいえば、明治維新になります。海援隊とか陸援隊とか、そういうのも政治結社や政治団体だと思ふんですね。その後、自由民権運動のときになりますと、自由党とか立憲改進黨が出まして、憲法をつくったり、国会を開くために、民意を用いて、それを政府や行政に圧力として行使をしてきたわけでございますが、そういうときに、政治団体とか政党の集

団が自然発生的に出てきていると思ふですね。

そういう意味では、政党とは、共通の原理の政綱を持って、ある政治理念実現のために、政治権力への参与を目的として結ばれた団体であると思ふますが、民主党の場合、この前の党首選を伺っておりますと、憲法の第九条の議論にしても、党首の鳩山さんは、改正をして自衛隊を軍隊とすべきだと述べられましたし、片や横路さんは、憲法九条は絶対に守らなければならないという正反對の国家像を持っておりまして、どこに国家像の基本理念があるのか、何のために、何をしようとして集まっているのかという点がわからないわけでございます。民主党提案者として、政党とは何か、また、民主党は何を目指して集まっているのかという点について、御意見を伺ってみたいと思ふます。

○堀込議員 今、中谷委員から御指摘ございましたように、近代民主主義にとって、政党あるいは政党政治はまさに基本だというふうに思っております。

日本が明治以来、議会制民主主義をとって以来、ずっと政党政治が行われてきたわけでありまして、この政党政治が育つてきたわけでありまして、この政党政治が育つてきたわけでありまして、民主主義の発展にとっても決定的に重要なことであらう。そういうものが、途中で軍部とかいろいろなものが出てきて、政党政治が行き詰まった段階であらう不幸な戦争が起こったとかいう歴史を我々は持っているわけだ、というふうに思います。

また、ヨーロッパを見ても、宗教とか階級とかそういうことに分かれて、そういう基盤を持っている、ながら政党政治が民主主義国家では育つてきている、こういう歴史があるんだらうというふうに思ふまして、私は、近代民主主義、議会制民主主義にとつて、政党政治がどう育つか、どう健全に発展するか、まさに基本の問題だらう、こういうふうな思っております。恐らく委員もそういう御意見だ、というふうに思ふます。

この場合さまざまな問題があることは事実だらうというふうに思ふます。今、民主党の御指摘がございましたが、私は、政党がどういうことで成り立つか、例えば今までの日本の政治が戦後五十年以上かけてやってきた政党政治の欠陥を克服しよう、あるいは国家的に今直面している問題を克服しよう、こういうことで集まっている政党があってもいいと思うし、あるいは階級で集まっている政党があってもいいと思うし、あるいは宗教で成り立っている政党があってもいいというふうに理解をいたしております。

私ども民主党のことについて言えば、まさに戦後の民主主義を発展させる、そして今日国家が直面している危機を打開しよう、こういうことで結集しているわけでありまして、その中であって、憲法をどうしよう、九条をどうしよう、あるいは日本の防衛をどうしようということが政党の中でさまざまな議論があつていい、その方が、何か議論もなしに一枚岩だけというよりは、近代政党として今の民主党の潤滑な議論というのはむしろあつていいことではないか、私はこういうふうに認識をしております。

以上でよろしいでしょうか。

○中谷委員 今の質問において政党とは何かと民主主義の理念を伺わせたいただきましたが、なぜ質問をしたかというと、民主党提案の法案の中身で、政党支部のつくり方に制限を課しているからでございます。

この内容を検討いたしますと、四つのものに限定をする。一つは小選挙区選出議員の選挙区、もう一つは衆議院比例代表選挙区の区域に一つ、三つ目は一以上の都道府県、四つ目は一以上の市町村という四つに限定をいたしておりますが、この四つに限定をした理由は何かなのか。それ以外の支部が設けられないわけでありまして、都道府県議会の議員または市議会議員、村議会の議員でいわゆる都市または郡を単位として設けられる支部が除外されますと、現実には地方の県議会議員なんかも支障が出てくるわけでありまして、また都道府県知

事とか市町村長、これに係る選挙区の区域を単位として設けられる支部は除外をされているわけでありませうけれども、支部のつくり方に制約をかけている理由について御説明をいただきたいと思ひます。

○堀込議員 現行法でも政党支部は地域単位ということになっておりますことはまず御承知をいただきたいと思ひます。

ただ、今は地域支部の中でも制限がないわけでありまして、私どもも今度、企業・団体献金は、資金管理団体を禁止して政党への寄附になるわけがありますが、その際、今実態を見ますと、実は政党支部が五千も六千も全国にある。そういう実態があるわけでありますから、いわゆる資金管理団体が政党支部に化けて、何か議員の企業・団体献金を受ける支部が幾つも存在するというような姿になることは好ましくない。したがって、私どもは、企業・団体献金の寄附を受けられる支部については規制をすべきだ。そのほかの政党支部を制約しているという法律ではありませんので、そこはぜひ誤解のないようにお願いをしたいと思ひます。

それから、どうしても地方の議員さんの話がいづも政治資金の議論をするとは出るわけでありすが、これは、地方の議員さんというのは無所属だということとを前提にしているわけでありすが、ここは私どもは、政治資金のあり方として、地方の議員の皆さんが、政治活動のために、企業・団体からの献金を含めて一体どの程度のことを必要とするとしているのか、政治活動として、あるいは政治資金をどういうふうに集めどういうふうに使っているのかというような実態を含めて研究をしていく必要があるのではないか、こういうふうに思っております。

○中谷委員　政治資金規正法は、国会議員のみならず地方議員や地方の首長さんにも適用される法律でございます。今回、政党中央という理念で、国会議員は、国政は政党中心というような各党の認識のもとに仕組みが改まっておりますが、我

が党を含めほとんどの党が組織政党でありまして、いろいろな階層や全国各地で組織がつけられているわけであります。

国会議員のみの政党支部に献金ができて、地方議員の個人にはこれを禁止するとなりますと、東

けれども、高い家賃だとか人件費とか文書通信費等を含めて政治活動に支障が出てくると思うんですね。また、地方の議員も同じことが言えますし、市会議員、村会議員においても同じような政治活動をしておりまして、途端に支障が出てくるわけでございます。また、これは県知事とか市長にも同じことが言えるわけでございます。そういった方々に対しては民主党は、いかなる手だてで、誰が政治活動ができるかという点について、どのようにお考えでございますでしょうか。

○堀込議員 前掲として、私どもは、企業・団体献金をなるべく中央も地方も少なくして個人献金の世界を広げなきゃならない、こういう基本的な立場を持っておるわけでございまして、そういう意味では、地方政治に携わる皆さんもできるだけ企業・団体から個人献金に切りかえてもらう、こういう努力をそれぞれしていただきたいというのが一つであります。

それから、政党は決して政治家の私物ではない、わけでありまして、何か今度の法案をつくつて、政党支部はいい、それは国会議員の支部だよという前提に立たれるのはいかがなものか。そこに国会議員さんの支部もあるかもしれないし、市会議員さんが何人か集まつてつくっている支部もあるかもしれないし、やはり日本の健全な地方に至る政党政治といえますか、そういうものの発展というふうなものとトータルに考えていくべき問題だ、ちう。

したがって、政党支部は国会議員だけに限定したとかそういう考え方は持っておりませんので、ぜひそこは政党も工夫をいただいて、政党所風の県会議員の皆さん、市町村議員の皆さんがいらっしゃるわけでありますから、実態は確かに無

所屬の議員の皆さんには相当きつい問題があるかもしれないけれども、できるだけ基本は個人献金の世界に切りかえていただくということで御理解をいただきますと思います。

○中谷委員　民主党もそうですけども、社民党の方でも、最近NPPOという活動が広がってきておりまして、非営利団体の公益的活動においては個人献金も企業献金も非課税でやってもいいのではないかと。社民党の土井たか子さんも、NPPOにおいては企業も非課税で献金するシステムをつくられようといましておりますが、NPPOを公益的な性格とするならば政党も当然公益的性格でございまして、なぜ政党がだめなのかという点は私は私に理解に苦しむところでございます。

とにかく、政党内社会的に、先ほど申し上げましたとおり、明治維新から始まって、政治結社や政党というのは民意と政治をつなぐかけ橋として社会になくってはならないものでございますので、この点につきまして、政治資金を絞る余り、社会的に重要な政党の活動が制約を受けて変な形の民主主義にならないようにしていくというのが我々の責務でもございます。

がどの支部をどのように構成するかということにつきまして、また政党活動をいかなる形で展開するかにつきましては、政党の組織の基本にかかわる問題でありまして、政党の自主的な判断によるべきものである、政党の政治活動の自由の観点から問題があるという点で与党三党とは違いがございまして、この点につきましても御考慮をいただきたいと思ひます。

また、間違ひいたしましたして、民主党案は年間五十

万円という寄附の限度額を設定したしており、この五十万円について、なぜ個別制限を課しておられるのか、この点について理由を御説明いただけます。

●**堀込議員** この五年間の九条による政治家個人への企業・団体献金の額は年間五十万円、こういうことになるわけであります。したがって、

政党支部についてこの個別制限を設けなければ、資金管理団体は五十万円だったけれども、今度は上限がありませんよという案になるわけでありまして、私どもはやはり今度のこの九条の実行に伴つて、改めて年間五十万円というのを政党支部に限定して定める必要があるだろう。ただし、都道府県以上の支部につきましては、個々の政治家の支配力も相対的に小さい、あるいは事実上政党支部機能に活動を依存する、こういうことがございますので、個別制限からは除外をさせていただきました。

以上です。

○中谷委員 いずれにしましても、国政においては政党中心の政治活動をするという基本的な哲学で成り立っておりますので、地方議員の問題は非常に大きな問題ではないかというふうに思っております。

そして、最後に自民党の方に伺ひをさせていただきますが、先日、新聞報道によりまして、由民主党が全国銀行協会を通じて大手銀行に政治献金の復活を要請したというような報道がされましたが、この事実はございますでしょうか。この点、明確にお答えをいただきます。

○町村議員 あの報道がありました。直ちに自民党内で調査をいたしました。その結果、全くそういう事実はないということが判明をいたしまして、森幹事長がその旨、新聞報道された直後に記者会見を行ってそのことを明確にしたところでございます。

なお、その後全銀協の方からは、自由民主党に対して、大変御迷惑をかけた、どうもニュースが銀行サイドであったらしいということから、事実無根の報道がどうも銀行サイドから新聞記者の方に流れたようだというところで、大変御迷惑をかけたというおわびの電話があったことも申し添えさせていきたいと思います。

○中谷委員 それを聞きまして、私も安心をいたしております。

く変わつてきておりまして、先ほど言いましたように、労働組合も財界もマスコミも意識変化というものはいたしてあります。国会も政党も国会議員もそれに負けずに意識改革を行つていかなければならないということを痛切に感じまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○松井委員長 これにて中谷元君の質問は終了しました。

次に、松本龍君。

○松本(龍)委員 まず冒頭、これだけ国民の目が注目をしている中で、政治資金規正法案附則九条につきましては先ほど委員長提案で可決をされ、また附則十条を含む案は議員立法という形で、また提案理由説明が行われました。これはまさに、先ほど堀込委員は五年前と言われましたけれども、もうそろそろ六年前になるわけで、そういう時代の流れを経て今日にきている。しかも、それからさかのぼること二十年、三十年前からの議論があつてこれができたわけでありまして、附則九条につきましては委員長提案で採決を今されました。委員長の御苦勞を多といたしたいと思ひますけれども、あしたという会期を控えた今日まで我々が先議をすべきだという主張をしてきたのはまさに必然であるというふうに思つております。

まず、ある文章を読ませていただきます。「われわれは、国民の期待にこたへて政治改革関連法案の成立を図らなければ、わが国議会制民主政治に癒しがたい傷痕を残すとの深刻な認識において一致した。」「これまでの長きにわたる真摯な政治改革論議を重く受け止めるとともに、国家国民のため、いま政治がとるべき選択と決断に深く思いを致し、虚心に意を通わせたところである。」「というふうな文章があります。これはまさに平成六年の一月二十八日のいわゆる総意、内閣総理大臣細川護国氏と自由民主党総裁の河野洋平氏との合意の前段の部分であります。これは共産党は見解を異にされておりますけれども、当時のほとんどの政治家が了解をした文章であります。

さて、自治大臣せっかくお見えですからお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、ここに生々しくいいたしたい傷痕を残したというふうに書いてありますけれども、この傷痕は今日に至つていえたお思ひでしょうか。

○保利閣僚大臣 御質問の趣旨を取り違えておれば大変恐縮でございますが、傷痕と称されておられますが、私もどしどしは、まだまだこれから先政治というものを正しなものにしていくための努力は続けないかなければならないと思ひます。いやし終えたかどうかという問題については、今こゝで政治資金の御議論をなさっている最中でございまして、そのためにやつていくというふうにも考えられますので、私から治し得たかどうかについての判断は差し控えていただきます。

○松本(龍)委員 まさに明快な御答弁でした。

なぜこれを私が冒頭言ったかという、本当にまだ政治不信のきわみはつと続いている。この附則九条にしましても、私は去年の夏からずっと言つておりましたけれども、国民の皆さんは本当にびんびん反応をされています。そういう意味では、今の経済の閉塞状況あるいは社会のいろいろな問題等もこの政治不信といふものに密接に絡み合つていふ。このことはやはり我々政治家一人一人が認識をすべきだというふうに思つております。

この文章を読んだときに、実は私も現場にありましたけれども、自民党もなかなかのものだと思ひました。よくこゝまでやつたなというふうに思ひました。しかし、この総意は、言つてみれば政党あるいは政治家が互いに不信任の決意で確認をしたものであります。しかし、その後でできた改正政治資金規正法は、今度は政党あるいは政治家が国民と約束をした事柄だといふふうに理解をしておりますが、各党の提案者の皆さんに、その理解は皆さん方共通の理解かどうかをお聞きしたいと思ひます。

○平沼議員 たしか一連のいろいろな問題がありまして、そういう意味で、当時の細川さんと我が党の河野総裁がそういう文章を書きました。そう

いう中で、我々はその精神は謙虚に受けとめなければならぬと思つております。また、我々としてはそれなりに一生懸命努力をしてきたところでありまして、まだまだそういう意味では、日暮れてなお道遠という感じがありますけれども、しかし、今回皆様方の合意の中で附則九条を削除したということは一つのあらわれだ、こういうふうに思つております。

また、そのときの附則十条に関して言わせていただきますと、確かにそのときの一つの合意の中では、個人献金が大宗を占めなかりけい。しかし、現実には、税制上の優遇措置等をしてこそが伸びてきていない。そういう現状にかんがみ、我々としては、今申し上げたように、六年前にくりまして平成六年の政治改革、その精神の中にやはり政党中心でやる、こういう精神が入つておりますから、我々は政党中心の政治をやつていく、こういう形でその精神を生かしていきたい、こう思つております。

○井上(義)議員 委員御承知のように、この政治改革の議論と一緒にやつてまいりましたけれども、もともとは政治にお金、特に企業献金というものが政治家個人に大きく流れることによつて、そこに政治の腐敗を生み出す大きな要因があるといふことで、この問題はやはりきちとしなければいけない、こういうところから議論が発端をして、その流れの中で、これは選挙制度そのものにも踏み込むべきである、こういう議論から小選挙区比例代表並立制という新しい選挙制度を導入する。

その中で、政治家と企業献金という問題について、その改革と同時に、一つは、政党助成という形で政党の活動をきちと担保しよう。

それからもう一つは、それまで、どちらかといひますと無制限に企業のお金が政治家に流れる、こういう仕組みだったものを、極めて限定的に、一つの政治団体だけが、設立をして政治資金を受けけることができる。しかも、今までどちらかといひますと青天井だったものが、一社五十万、しか

も一つの政治団体だけと、極めて限定された形になつたわけでございます。しかも、その改正のときに、経過措置として、五年後に禁止の措置をとるという約束がなされたわけでございます。今回それが皆さんの御協力によつて成立をしたということは、委員御指摘のとおり、国民に対する一つの責任を政治の側がきちと果たしたということになるのではないかと。

ただ、政治改革全体でいいますと課題はたくさんあるわけでございます。ぜひこれからの議論の中で一つ一つ国民の期待にこたへていかなければいけない、こんなふうに理解をいたしております。

○中井議員 当時、私は民社党にありまして、党内は小選挙区導入をめぐりましていろいろな議論があつたわけでございます。小選挙区を導入するといふことは民社党はつづれるといふことだ、そういう思いを込めてああいう形を私も支持し、今日まで五年、六年と、苦しい中を国会改革、政治改革に走り続けてきた、こう考えております。

当時のことを思えば、制度あるいは仕組みが大きく変化をしてきている。これからさらに、二十世紀、よりよいものになっていく、また国民にも理解をされていく、このことが大事だろう、こんな思ひでおります。

今日、この法案がこういう形で御審議いただきますのも一つの大きな進歩であります。これから国民の理解のもとにありとあらゆる改革に取り組んでいかなければならない、こんな思ひでおります。

○松本(龍)委員 政治資金規正法附則第十條、念のために言ひますけれども、附則十條は、この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対してする寄附のあり方について見直しを行うものとする。とありま

す。この条文も、九条と同様に、五年前の政治改革国会でなされた国民への公約であります。

与党案ではこの附則十条を削除するというようにしておりますけれども、この主張は、期日を目前にして公約自体をなかつたことにしようというまさに暴挙であり、国民への信義違反にほかならないと考えております。このことが国民の政治不信をますます高めることになっている。当然のこととして、この趣旨に基づき検討や見直しに着手する責任を負うもので、附則十条は私も引き続き存置すべきものであると考えております。

さて、自民党の方にお尋ねをしたいと思っております。この十条は、いわゆる当時の与野党折衝の中で出てきたものでしょうか、それとも積極的に提案されたものでしょうか。

○町村議員 率直に申し上げて、私、当時その折衝の場におりませんでしたから、今の御質問にはお答えすることができません。

○松本(龍)委員 当時の自民党の皆さんが自民党案として百二十八回国会に提出した法案があるのですけれども、この附則第十二条で、まさに自民党案として「施行日から五年を経過した場合においては、会社、労働組合その他の団体が政治活動に関する寄附の在り方については、新法並びに公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法及び政党助成法の施行状況を踏まえ、政党財政の状況、会社、労働組合その他の団体の寄附の状況等を勘案し、その見直しを行うものとする。」つまり、五年を経過した場合においては、その見直しをするというふうに自民党案であるのですけれども、これからどう変わったのでしょうか。

○町村議員 したがって、虚心坦懐に私どもは見直しをやったわけでありまして、個人寄附はどうかといえますと、平成十年の分がないのです。平成六、七、八、九と見ると、平成六年は百八十一億円強、平成七年が百九十七億円強、平成八年は二百二億円強、少しずつではあるが伸びて

いるのです。ところが、平成九年、いささか景気が陰ったからでしょうか、百七十三億円強という形で、平成六年を一〇〇とすると五割ぐらい減ってきているわけです。平成十年もまたほぼ同様の状況ではなからうかな、こんな感じがいたします。

私個人のことを申し上げて恐縮ですが、私も一生懸命個人献金というものを後援会の皆さんあるいは企業・団体の皆さん方にお願ひしてきたつもりであります。しかし、率直に言って、最初何人かの方は応じてくれたけれども、あとなかなかやってくれません。日本の社会の中で個人寄附というものがどれだけ根づいているかというあたりについては、これはなかなか時間がかかる話だな、まずこう思ったわけでありまして。

それから、もう一つの要素であります政党の財政状況はどうかという、これは多分、一部豊かな政党があるのかどうか知りませんが、私も自由民主党などは大変に苦しい政党財政を強いられ、おまして、非常にきつうきつうとした状態である。

そういう、個人の寄附もさほど伸びない、政党の財政も極めて厳しいという状況の中で、企業あるいは組合、団体等の政党への寄附をこれに禁ずるということになれば、これは本当に、先ほど来平沼議員が申し上げたとおり、政党の自由な活動の基盤が揺らいでしまうということでありまして、うから、この際は、附則十条に基づいて見直しをした結果、これはもう必要がない規定であろうというところで削除を提案させていただいているところでございます。(発言する者あり)

○松本(龍)委員 今もこのもくあみという声がありましたが、まさにそうではありませんか。自民党の方が五年前のいわゆる改正案で、十二条というところで全く同じ文言を入れているのです。それがどう変わったのか。

例えば、財政構造改革の凍結のときは、小淵首相は、現下の経済情勢にかんがみてという言葉を使われました。あるところでは、よくよく考えて

みればという言葉を使われました。これは、当時の風当たりが物すごく強かった、強かったからちょっと国民向けに我々もさんごうの中に入ってしまったらしく時間をかけようということだというふうに思わざるを得ないのです。

これは、六年たったら何とかな、のど元過ぎれば熱さ忘れるではありませぬけれども、のど元過ぎるのだからという考えがある。まさに私は要諦だというふうに思わざるを得ません。今すぐやめようという話じゃないのです、見直しを検討しようということですから。

もう一度御回答をお願いしたいと思います。

○村上議員 松本委員の御意見に対して率直に回答申し上げます。

結局、今回の問題は、民主主義のコストはだれが負担するかというそもそ大きな問題があるわけですね。結局、いろいろと、我が党の個人の支出、それから個人献金を努力した結果、並びにいろいろ勘案した結果、例えば共産党さんは赤旗がある、公明党さんも公明新聞がある、また社民党さんや民主党さんの中には労働組合がある。

こういう中で考えた場合に、本当にイコールフットイングはどういう形であるべきかということ冷静に考えたときに、我が自民党だけが企業献金を廃止する、これはどう考えたって片手落ちだと私は思います。

それから、もう一つはつきり言わせていただきますけれども、アメリカ特に欧米はこういう哲学でやっております。要するに、ふだんの政治活動は、例えば秘書の費用それから電話代、電報代は公的負担でいい。選挙になったときは皆さんから浄財を集めてやろう。それはオープンにして、結局は有権者の判断にゆだねようという哲学なんです。だから、我が自民党は、本来はそういう哲学でいくべきじゃないかということで、この五年間、党を挙げて、それぞれの個人において一生懸命努力しました。

しかし、先ほど町村議員が申し上げたように、日本の風土においては個人献金というのはなかなか

か根づいていない。そしてまた、個人献金であればあるほど私的な陳情が多くなって、逆におかしいケースが多い。そういうことを考えた場合に、率直に申し上げて、共産党さんは共産党さんの立場もあるし、そして価値観もあるかもしれないけれども、やはり自民党は自民党としての価値観やハウツーというものがあべきだ、そういうふう

に我々は考えております。

○松本(龍)委員 先ほど言われたイコールフットイングという話はまさに第八次選挙制度審議会で行われているのです。政治活動の公正と政党間の機会均等を図るということで行われています。まさに時代は変わりつつあると私は思うのです。

というのは、いわゆる九四年の法改正と同時に三百億円を超す政党助成の制度が導入されたのです。それをやはり考えていただきたい。しかも、企業・団体献金はいかに厳しく切り込んでいって個人献金にシフトしていくかという、そういう努力が見られないというふうに私は思っております。

公明党の方にお聞きをしたいと思っております。十月の終わりに、自民党の政治改革本部がいわゆるこの第九条の企業・団体献金の存続をそこでは決めました。総理もそれを了承したように当時報道されました。それが、十一月の十日か十一日ごろ、一転して禁止ということになりました。私は、この右往左往が実は大きな政治不信を招いているというふうに思います。結果ではなくて、経過が大きな政治不信を招いたというふうに私は思っております。これは、この一連の経過について公明党の方はどう思われていたか。また、附則九条のいわゆる企業・団体献金の禁止を主張された理由は何ですか。声高に主張されておりましたけれども、何ですか。

○井上(義)議員 私どもは従来から、この附則第九条につきまして、法律どおりやるべきであると。すなわち、政治家個人の資金管理団体に対する企業献金というものは廃止の処置をとるべきで

ある、このように主張をいたしておりました。
与党三党の中でこの問題についての議論が行われまして、松本委員御指摘のとおり経過があったわけでございますけれども、私どもは、その中で自民党の皆さんがこの附則第九条に沿って禁止の処置をとるといふように決断されたことは極めて重く受けとめております。

戦後一貫してこの問題は議論になってきたわけでございますけれども、ここに初めて、政治家個人、政治家の資金管理団体に対する企業献金が禁止の処置をとられるという事は、これは先ほども申し上げましたけれども、私は、日本の政治史にとっても極めて画期的なことである、このように理解しておるわけでございます。

以上でございます。
○松本(龍)委員 公明党さんがこの問題について声高に言われていたのを私もよく承知いたしております。しかし、残念ながら、公明党さんが言われたから自民党さんが納得された、もとより野党三党が言っているから納得されたとは私は思っておりません。政治不信の目が物すごく厳しい、そういう中で、これで選挙で勝てるのかなという思いが先行してこの九条の実施になったというふうには私は思っております。

先ほど言いましたけれども、井上先生とも一緒に議論をしてまいりました。国民の多くは公明党さんの変わりようにあるところでは失望されている。私も、当時連立与党とともに政治腐敗防止や政治の浄化を議論し合った仲間の一人として落胆をしております。

みずからこの削除を提案する立場に至った経過を御説明願いたいと思います。

○井上(義)議員 私どもがまず考えたのは、この九条を法律どおりにやる、これを何とか実現したいということ、先ほど申し上げましたように、自民党の皆さんみずからの党内の議論の中でそういう決断をされたということを我々としては非常に重く受けとめているということが一つでございます。

それと、先ほどから議論が出ておりますけれども、政党それぞれどういう形で特に財政が支えられているかというのは、それぞれ政党的立場があるわけでございます。与党三党でこの問題を議論いたしましたときに、今附則第十條の問題が出ておりますけれども、政治資金の個人による拠出の状況でありますとかあるいは政党的財政の状況を踏まえて見直しをするというのが十條の趣旨でございます。

自民党内でそういうことについて議論された結果として、現状どおりの、政党に対する企業・団体献金は引き続き存続をするという結論が出され、我々もそれを伺いまして、やはり自民党内は自民党内の政党的成り立ちというものがあつたわけでございますから、必ずしも、我々が現状こうだからそれをそのまま押しつけるということとは、それぞれ政党的の自主性というものがあつたわけでございますから、そういう中で、そういう自民党内の議論に配慮をして、私どもとしてはこの十條削除を提案することについて了承したわけでございます。

ただ、その場合に、具体的には、一つは、政党的のあり方について引き続き検討する。これは、先ほどから議論が出ていますけれども、何か政党的の支部が個人に付随するような議論がなされているんですけれども、政党的支部は政党的支部、政治家個人は政治家個人でございますから、私は支部の数が幾つあつてもいいというふうに思っています。ただ、一方で、じゃ、どの支部も全部企業・団体献金を受けられるということになれば、やはり国民的な理解を十分に本当に得られるのかどうかということについて引き続き議論しなければいけないということもあつた。

それから二つ目には、政党的に対する政治資金の入り口の適正化という問題で、ある一つの企業なり団体なり過度に頼るということは、やはり政党的の自主性という面で問題があるんじゃないかというところで、二つ目は、政党的に対する政治資金の入りの適正化に関する検討をする。

それから三つ目は、その他、政治資金の透明性、公開性の徹底でありますとか、政治資金の出の抑制でありますとか、あるいは個人寄附促進のための新たな方策についてでありますとか、こういった問題について三党間できちっと議論をして、これをきちっと具体化に努めるといふ合意がなされております。

私は、議院内閣制でございますから、政治家の責任として、与党がきちっとこの問題について議論をして、責任を持ってこの問題を具体化していく、こういうことで十分この附則十條の趣旨というものは踏まえられている、このように理解しております。

○松本(龍)委員 もう井上先生にこれ以上私は申し上げません。

当時の政治改革国会の中で私は印象的で忘れられない部分がありまして、公明党の議員さんだつたと思ひますけれども、委員会の発言の中で、自分が飛行機に乗ろうとしていたら、自分のバッグを見た乗客に、あなた政治家ですかと聞かれて、そうだと答えると、私は政治家と一緒に飛行機に乗るのは嫌だということをやられたそうです。大変ショックを受けたという話をされました。

まさに、私は、あのときの怒りというか、あのときの政治不信にもう一回立ち返るべきだというふうにお思ひしております。そのお話は、あのとき私も政治の場に身を置いておりましたけれども、本当に厳しい状況がありました。佐川、リクルート、金丸先生の問題等々ありまして、厳しい状況があつたということでもあります。

この問題は二十年、三十年にわたって議論されてきた問題であり、また政治とお金に関する議論というところでずっと続いてまいりました。まさに今、細々とろくろくがついていっているのを、小さな明かりですけれども何とか輝き続けたものを、二〇〇〇年を前に何か与党三党で吹き消そうとしているように私は思えてなりません。そのことを申し上げて、次の問題に移りたいと思ひます。

民主党案の提案理由説明にあつたように、政治

資金規正法改正附則第九條に基づき、会社、労働組合その他の団体の資金管理団体に対してする寄附が禁止されることを受けて、企業・団体献金を政党的の経路にわたるひもつき献金や、政党的支部を無尽蔵に設置し事実上政治家個人の疑似資金管理団体化するなど、抜け穴、抜け道づくりが表面化して、世論から批判の声が高まっております。このような実態がまかり通ることを放置しては、いわゆる附則第九條の趣旨をないがしろにするばかりか、営々と積み重ねてきた政治改革の理念をほごにしたものとして国民の政治不信は一層高まることは明らかであります。

したがって、これを実効あらしめるためには抜け穴、抜け道をふさぐ措置が必要であると思ひますけれども、代表の方で結構ですけれども、こういう批判をどう受けとめていか、また、この抜け穴、抜け道をふさぐ措置を講じられているのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○平沼議員 先ほど御答弁にも申し上げましたけれども、平成六年の一連の政治改革の中で、公的助成を含め、選挙資金は政党的中心になる、こういう形でシフトしてまいりました。そういう形で、我々は政党的の政治をこれから実現をしていく。そういう中で、御懸念の点があると思ひますけれども、やはり問題は、その出とか入りを明確に国民の皆様方にわかつていただくような仕組みをつくるべきだ。近々、情報公開法も施行されます。そういう予定になっております。

ですから、いやしくも国民の不信を招かないような、これは政治家個人の資金管理団体とは違つて政党的及び政党的支部でありますから、厳然たる会計報告等、これは充実にさせていかないとけない。そういう中で出と入りを明確にしながら、そして国民の信頼にこたえていかなきゃいけない。そういう措置は三党的の合意の中でもこれから真剣に討議をしていこう、こういうこととしておりますので、我々は真剣に取り組んでいきたい、こう思ひます。

○松本(龍)委員 ここに本があつて、この間私も

読んでいただければ、代議士とカネ」という本で、佐々木義さんほかいろいろな方が書いておられる本があります。

この中で、「政党支部であれば企業・団体献金を受けられることに注目し、新たな支部をつくる動きが全国で静かに進んでいる。小選挙区支部よりも目立ちにくい、企業・団体献金の新たな「抜け穴」になっているのである。好例は、小渕恵三首相が活用している「自民党群馬県ふるさと振興支部」だろう。」九六年には企業献金などで集めた約四千三百万円の全額を、小渕恵三後援会と小渕の選挙運動費用に提供している。」

今言われたように、情報公開という点ではこういうことが全部明らかになってきています。

大臣、ちょっとお尋ねしますからよくお聞きになっていただきたいと思いますけれども、ほかに、宮崎県建設業協会支部というのがあって、この支部も「県建設業協会や建設会社などから計二千八万円の献金を集め、議員が代表を務める三つの自民党小選挙区支部に計三百万円を献金している。」ほかに、秋田県不動産職支部、株式会社社田支部、建修会支部、これは九六年末解散等々、挙げれば切りがないですけれども、こういう状況がずっと続いてまいりました。

今、自民党の政党支部は平成十年末現在で五千七百九十六、五千八百という数字です。ちなみに言いますと、自由党さん百二十一、公明党さん四百十、民主党三百三という事になってます。これは、民主党でいえば大体二十倍ぐらいの数になるでしょうか。この五千八百という数字は、まあリーゾナブルな数だというふうに大臣はお考えでしょうか。

○保利国務大臣 私、自治省としてお答えを申し上げる必要はない立場におります。今の数については、私は正確には把握をいたしておりませんが、自治省は、各団体から届け出があったものを整理し、保管をし、閲覧に供しているという仕事をしておるわけでございます。そういう意味で申し上げますならば、委員御指摘の数字が

正しいとすれば、そういう数字のものを自治省が記録として持っているという事実関係だけのところまでございまして、これは、適切に法にのっとりて、手続に基づいて届け出されたものは私も保管をしているということだけを申し上げさせていただきます。

○松本(龍)委員 私が聞いたのは、五千八百という数が多いか少ないかという議論もありますけれども、この政治改革論議が始まったときに、政党支部という言葉がずっといきましたけれども、これは、少なくとも審議会の皆さん方は政党支部本意というふうに理解をされたというふうに思うんです。政党支部というものが五千八百もできるといふことは、恐らくその審議会に携わった方は想定もしていなかったというふうに思っております。

前の議事録を調べましたら、「ただ、いけないのは企業支部、会社の中に支部をつくってそのまますこにお金が入るといふような形態は、選挙部長が申しましたように、これはそもそも企業・団体献金を禁止するという大原則に基づいてこの法律ができていくわけですから、企業支部は認めない、こういうことになっております。」と当時の自治大臣は答えられております。

この間ずっと見てまいりましたけれども、政治倫理の確立というこの委員会です。そういう意味で、五千八百という数が多いか少ないか。そして、片方は三百、五千八百という数は、やはり国民の目から見てもいかにもおかしいというふうに私は思います。自民党の場合、九八年の八月時点で約五千八百の地域支部があり、三年半で九百三十五で来たというふうになってあります。三年半で九百三十五という、一日一支部、昔一日一善という言葉がありましたけれども、一日一支部できた。私は、先進諸国でもこういう状況はないだろう。まさにそういう意味では、これが普通の状況ではないというふうに思います。(発言する者あり)

○桜井委員長 私語はやめてください。

○松本(龍)委員 それで、先ほど町村先生が、銀行の方からの献金要請の話がありましたけれども、銀行の方からリンクされたという話ですけれども、私は、火のないところに煙は立たないと思えます。まさにそういう意味では、逆に、マスコミ等々きょういっばいおられますから、名譽毀損で訴えられたらいいと思うし、このことに対してもう一度弁明をしてください。

○町村議員 銀行のことは後ほど申し上げますが、その前に、政党支部の話ですけれども、これは私は、平成六年一月六日、参議院政治改革特別委員会、ここで我が党の関根則之君が大変緻密な議論を展開しておられます。多分委員もお読みになったんだらうと思います。

ここにおいて、一地域一支部ということではなくて、当時の佐藤観樹国務大臣も、実際に、政党支部が本部その他規約を全部改正して、そういう組織、そういうというの、関根さんが言っているのは、一つの市に何とか支部がある、例えば自民党札幌市青年部という政治団体が届け出ても、これは政治資金を受けられます。受けられます。自民党札幌市女性部がそういう届け出をしてもいいんですね。オーケーです。あるいは、自民党札幌市商工支部、例えばそういうのができると、それもいいですね。いいんです。一つの市町村に一支部でしかないならいいというところは、当時から、議論をされた結果、そういうことは想定していない、複数の政党支部があつていいんだということを当時の佐藤観樹国務大臣も答弁をしておられるんです。

相当詰めた議論を当時やっていたと実は私は感心をしたのであります。全国三千二百余の市町村の中で六千弱、一つの市町村に平均すると二つ前後でしょうか、これが多いという御判断がなぜできるのか。むしろ私は、本場に地をばうようにして、自民党の支部というものを、本場に小さな村、小さな部落単位まで行っていくからなんです。そういう努力を我々はやってきたからこそ、今日まで政権政党としてやってこられたの

ではないかといういささかの自負を持っているところでありまして、そうした我々の日常活動というものをぜひ松本委員にも御理解を賜りたい、このように思っております。

それから、銀行の献金の話であります。これは、先ほど申し上げましたように、完璧に事実無根であるということでございますから、このことは何度か声を大にして申し上げておきます。

○松本(龍)委員 前段の部分の、関根先生の佐藤観樹先生との委員会質問、私も全部読ませていただきました。

ただ、そのときに、これだけの支部ができることを想定していたかという、私は想定していません。いやいや、政治倫理ということ、まさに倫理とは何ですか。(発言する者あり)

○桜井委員長 静かに願います。○松本(龍)委員 それでは、もう時間も参りましたので、私も民主党は、地位利用取賄罪に対する罰則法案あるいは永住外国人に対する選挙権の付与等々の法案を既に提出いたしております。この法案も私は審議をしていただきたいと思っております。いち早く私も提出をしようと思っております。

最後になりましたけれども、私は、私の祖父の話をちょっとさせていただきたいと思っております。

私の祖父は政治家をやっておりましたけれども、彼が私の父に残した言葉がありまして、政治家はいろいろお世話になったりお世話することがある、そのときに、政治家はお世話をしたらずつと世話をしろ、死ぬまで世話をしろ、決して見返りを求めるなという言葉を言いました。これはある程度理解をできたんですけれども、もう一つ、政治家はお世話になったらずつと世話になりつ放しになれ、お返しをするようなことはない、とにかくずつと世話になりつ放しになれ、もし返すならその次の世代の子供や孫たちに返せばいいんだというふうな言葉を残しました。これは、皆さん方から言わせると、そんなこと

できつけないというふうに思われるかも知れませんが、政治というのはそれくらい奥が深い、それくらい身を律しなければならぬということを残したんだらうというふうに思っております。そのことを最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○桜井委員長 これにて松本龍君の質疑は終了しました。

次に、東中光雄君。

○東中委員 自民党の政治改革本部が去る十月の二十五日、「政党助成・政治資金制度等改革の基本方針」というのを決定されたと報道されております。それによりますと、政治家個人、資金管理団体への企業・団体献金の存続を決めたこと、そして、禁止を要らないという理由も書いてあります。

本委員会の冒頭で、政治家個人への企業・団体献金の禁止を、附則九条に基づいて禁止をやるということとを委員長提案で自民党も賛成をされました。これは大きな転換でありますけれども、どういうことでそういうふうになったのか、経緯を伺いたい。

○平沼議員 御指摘のとおり、我が党の政治改革本部で長い間議論をし、あらゆるところから検討し、先ほど来私が申し上げているような、例えば政治改革をしたときに、個人献金がふえる、そういうことも前提にする、あるいはまた、政党中央の政治活動をやっていく、そういう中で、我が党は御指摘のとおりそういう結論を出したわけでありました。しかし、その結論を踏まえて、政治家一人に一つだけ許されている資金管理団体に対する企業・団体の献金というものは、この際、我々としては、附則九条を廃止して、そして長い間積み重ねた議論だけでも、やはりこれはそういう形で見直そう、こういう決断をしたわけでありました。

確かに、御指摘のとおり、結論を変えたということはありませんけれども、やはり国民の皆様方の我々のその答申を受けたお声でありますとか、ま

た、いろいろな識者等の御意見も謙虚に聞かせていただいて、そして変えたところであります。

○東中委員 これは見直したのではないんです。第九条は「この法律の施行後五年を経過した場合において、これを禁止する措置を講ずるものとする。」だから、そのとおりのことをやっただけなんです。見直しでも何でもありません。

あなた方は、法律で決まっておることを、禁止の措置を講ずるものとするとなっておるものを、いや、存続させるんだという方針を出した。これはどだい、法に真正面から反しておるから、さすがにととうとう今度は、九条の禁止の措置をとるものとする、そのことに賛成せざるを得なかったんだ、私はそういうふうに理解をしております。今平沼さんがおっしゃったように見直したんじゃないんです。あなた方は、見直してこの九条をやめたかたんだしうけれども、九条どおりにやられたから、だから九条は廃止することになった、こういうことだと考えております。

それで、お伺いしたいんですが、与野三党派の共同提案による先ほど言われた政治資金規正法改正案は、政治資金規正法の平成六年改正法附則第十條を削除するという規定を入れました。この十條削除の理由は何でしょうか。

〔委員長退席、中谷委員長代理着席〕

○平沼議員 その前に、見直しという言葉の使い方、御指摘がありましたけれども、我々は、政治改革本部の答申、これを存続する、そういうことを見直した、こういう意味で私は申し上げたわけでありました。

それから、十條削除の問題でありますけれども、これは先ほど来申し上げておりますけれども、やはり政治家個人に対する企業・団体献金、これを廃止する、こういう前提が一つありました。

そしてまた、いわゆる平成六年の政治改革、この一連の努力の中で、選挙や資金やあるいは公的助成、そういうった形を政党中央にすべて切りかえたわけでありました。そこで、政党中央の政治活動

をしていく、こういう前提でいわゆる個人の方を削除したものであれば、これからは政党中央でありますから、当然十條は削除、こういうことで決定いたしました。

○東中委員 何か十條を誤解されているようでありまして、(会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対してする寄附のあり方について)「見直すものとする」です。

個人のものには禁止するものとするで、禁止した。では、今度は政党に対する企業・団体献金の制度の五年経過したときの見直しをやるというものが、なぜこういう見直し規定が出たかということについて、これは三党とも十條削除を言われているんですが、これが出てきたのはなぜか。あの細川内閣が提案したその最初からこの附則十條というものはあったんですからね、後の審議じゃなく

そういうふうになったのは、あの一連の政治改革の前提といえますか、もともなかったのは、第八次選挙制度審議会の答申なんです。これは九〇年四月に出されている。その中にはこういうふうに書いていますね。「将来の案としては、政党がより近代化し、政党への相当規模の公的助成が行われ、政党の基盤が整備されるとともに、国民の政治意識が向上し、政党を中心に国民が政治参加する体制が確立し、政党の政治資金も個人の拠出により支えられるようになることが望ましい。」政党中央にやるんやと。だからその政党に対する助成もするということ、私たちはそれに反対ですけれども、そういう流れの中で、そして政治資金も個人の拠出により支えられるようになることが望ましいと。これは大方向なんですね。だから、個人支出に限られるようにするという七次審の中で、政党助成も入っておるわけですね。

そういう流れで、その前には全面廃止、企業・団体献金の禁止と、いろいろ議論が出ました。公明党も社会党もそういう法案も出したりしました。しかし、八次審のそういう方向からいって、個人献金は五年で禁止する。しかし、企業・団体

献金の方は、すぐ禁止じゃなくて、進めて、五年後に廃止の方向が望ましいんだから、そういう方向で見直すというのが八次審の答申で、それに沿ってこの十條が出てくるんですね。だから、見直し規定を廃止するということになる、もう見直しそのものをやらぬ、八次審のときから流れてきた大きな流れを絶つてしまおうということになるんです。

そういうつもりでやられているとは思いたくないんですけれども、三党から共同提案でこれは出ていますから、そもそも十條というのは八次審のそういう、個人献金に限るようになることが望ましいという大きな流れの中で出てきたものなんだという認識を三党はお持ちなのかお持ちでないのか、その点をまず伺いたい。

○町村議員 廃止の方向で見直す、こう盛んに言われますが、そういう明文規定は全くないということとをまず申し上げさせていただきます。

それから、あの一連の政治改革の中で、個人献金をふやしていくという方向性は別に私何ら否定するものではありません。したがって、それまであった所得控除に加えて、税額控除まで導入をいたしました。今回の提案の中では引き続きそれを延長しようという提案もしておりますのは、私どもも、個人献金を少しでもふやしていきたい、そういう思いがあることは何ら変わるところではございません。したがって、私もそれを否定するわけじゃ全くないということもまた御理解をいただきたい、こう思っております。

ただ、その十條に書いてありますように、個人献金の状況はどうかといえ、先ほど私が数字をもってお示しをしましたように、残念ながら全くふえる状況にはない。新たに税額控除を導入してもなおかつふえる状況にないどころか、四、五年前と比べればむしろ減っているというのが現在の状況、それが一つ。

それからもう一つは、政党の財政状況は、共産党は大変豊かであらうし、自由民主党は大変に厳しうございます。そうし

た厳しい財政状況を見たときに、政党的収支状況というのを見たときに、私どもは、先ほど平沼議員が申し上げたように、政党中央の政治資金という基本的な理念に立脚すれば、今回見直しした結果、ここで第十條を廃止しても別に何ら問題は生じない、こう考えた次第でございます。

○東中委員 全然答弁になっていないんですよ。この十條の見直し事項というのは、八次審の答申の大きな流れ、政治献金は個人に限るようにするという方向に従ってあの政治改革というのはやられたんだから、そして、禁止するということはそのときはならなかったけれども、五年たったら状況を見て禁止をする。

それで、その大きな流れというのは八次審で初めて出たんじゃないかと、一九六一年に選挙制度改革委員会が発足しました。第一次選挙制度改革委員会がこういうふうに決めていますね。「会社、労働組合その他の団体が選挙又は政治活動に際し寄附をすることは禁止すべきものである。」これは第一次審、六一年です。第二次選挙制度改革委員会も同じことを出していますよ。だから、こういう方向というのは四十年來、三十八年ですけれども、そういう方向を向いているんだ。そして、前回の政治改革の直接のもとになった八次審もそう言うところ。その流れにあるんですよ。

ところが、そういう大きな流れを全くとめちゃうわけですね。見直しは廃止の方向とは限っていないなんというように言うのだったら、この規定は何のためにあったのかということも、全然趣旨を体してないということになると思うんです。

それで、私は、見直しというのは、各政党が勝手に見直ししたらええというのじゃなくて、この十條の規定というのは、国会が寄附のあり方について見直しを行うものとするというふうに、この十條の趣旨はそうなっていると思うんです。

それで、政治資金関係を所管しておられる自治省あるいは選挙部にお伺いしたいのですが、「この法律の施行後五年を経過した場合においては、

政治資金の個人による拠出の状況」、「政党財政の状況等を勘案し」というふうになっているのですが、この二つの状況について、どういうふうに変ったかということ調査するなり調べるなりした結論がありますか。

〔中谷委員長代理退席、委員長着席〕

○保利国務大臣 ただいま私は具体の数字を持っておりませんので、事務方から答弁させます。

○片木政府参考人 お答えをいたします。

まず、先ほど御答弁にもありましたとおり、個人の寄附でございますけれども、平成六年を一〇〇としたしまして、政党、政治資金団体その他の政治団体全部の収入状況の推移でございますが、平成六年、個人寄附四百三億八千四百万円ということで、これを一〇〇としたとしますと、例えば九九年には三百八十三億六千八百万円ということで、九五・〇％、五％減の状況になっております。

附則十條には、御指摘のとおり、「政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ」、「今申し上げたとおりでございますが、また「政党財政の状況等を勘案し」というふうにあるわけでございまして、政党の収入状況等を見ましても、具体的な数字は細かくなりますので申し上げませんが、平成六年、九年を比べますと、大勢に変化はないというふうに考えております。

○東中委員 そういう答弁じゃだめです。この制度が発足したときに、公的助成制度をやるといふことになって、それで財政状況がどう変わるかというところが問題になったんですね。政党助成はそれまでなかったんだから、そういうことと、それから、企業献金はどうなっておるんだ。個人献金だけじゃない、財政状況のもとになっておるのは、三百十二億もの助成を税金から受けて、それで何の変化もないのか。そんなばかなことではないわけですよ。それで、今並べかき合っている、そこらの点をちゃんと見てやるべきだということ、それもまともにやっていないままである。

総理は、予算委員会、このことについて、法律で企業・団体献金を見直すとしていっているので、見直した結果、与党三党として削除することになった、こう言うているのですよ。何を見直したのですか。今のお話だったら、前と同じ考えでやっているだけのことでしょう。こういう答弁ですね、見直した結果、与党三党として削除することになったと。だから、どういう見直しをされたのですか。

○保利国務大臣 総理からお答えになったこととございしますが、私、きょうは自治省としてこへ出てきておりました、なぜ、どういう結果でこの十條削除が行われるのかということについては提案者から伺っていたのだと思いますが。

○平沼議員 この附則十條というのは、「この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対して寄附のあり方、」こういう形で、先ほど来申し上げていまして、個人のいわゆる寄附というものは伸び悩んでいる、また政党財政も我が党は非常に厳しいものがある、そういう一つの状況の中で、我々は、政治家個人に対する、政治資金団体に対するいわゆる企業・団体の献金というものをなくしたいわけですから、政党中央、そういう形でこれから努力をしていく、そういう意味で、今の状況にかんがみて、やはりこれは廃止をすべきだ、こういう形であるわけでありまして。

○東中委員 全然次元が違っちゃいますか。政治家個人に対する企業・団体献金を廃止したからと。それは、今廃止しようという方向で、廃止するものとするとおっしゃるから、それだけのことであって、一般の企業・団体献金をどうするかというところについては見直しと全然関係ないじゃないですか。説明が余りにも形式的にやっておる。見直しも何もやっていないというのはいわば白みたいなものと私は解さざるを得ない。

時間がありませんので、もう一つ聞きたいと思うのです。

先ほど言いました十月二十五日の自民党政改本部の決定では、「政党助成・政治資金制度等改革の基本方針」という、あの中で、政党助成制度の改革というのがありまして、政党交付金の減額、厳しい経済状況と税金で賄われていることなどを勘案し、総額を一定額減らすという方針を出されましたね。

ところが、今度の法案では、政党助成法附則第六條の規定を削除するというのがございます。先ほど三党の出された政治資金等の改正法案、平沼さんが趣旨説明された、そう書いていますよ。政党助成法の附則第六條といたしたら何か。政党交付金の総額の見直しなんです。その見直し規定を廃止するというのが、やめちゃうというのでしょう。

自民党の方針は、十月二十五日は、見直して減額する、こう言っているんですよ。

政党助成法の附則第六條を見ますと、「この法律の施行後五年を経過した場合においては、政党交付金の総額について」、「改正後の政治資金規正法の施行の状況を踏まえ、政党の政治活動の状況、政党財政の状況、政治資金の個人による拠出の状況、会社、労働組合その他の団体の寄附の状況等を勘案し、その見直しを行うものとする。」それで、経済状況なんかを見て、総額を減額するというのが自民党の方針として出したわけですよ。天下に発表したんですよ。そして、今度は見直し規定そのものを廃止してしまうんだ。減額なんて、見直しというふうなことはとんでもないというのが三党で出てきているんですよ。こんな矛盾がありますか。

政党助成について、なぜこんな見直し規定が出たのか。国民の税金を政党へ、私たちは、これは憲法違反だ、許されないといいました。それは一人二百五十円といたって三百億を超すわけじゃない。それを支出するときに、高いというみんなの批判があるから、五年後には見直しますと。それで自民党は、厳しい経済状況と税金で賄われていることなどを勘案し、総額を一定額減らすという方針を出しておいて、今度は見直し規定その

ものをやめてしまふんだと。むちゃくちゃじゃありませんか、これは。天下の公党のやることでですか。説明を求めます。

○町村議員 委員が引用されました我が党の基本方針、当初これに基づいて非常に数多い検討を中山本部長のもとで重ねてきて、こういうものが出たのは事実でございます。そして、確かに当初の案は、個人の資金管理団体に対する寄附は附則九条の規定にかかわらず存続する、しかし、それを国民の皆さんに理解していただくためには、例えば政党交付金を減らすというような形で、国民の負担をむしろ減らしていくというようなことでバランスをとれないだろうか、こういう考え方でこの報告書は成り立っている、こう思っております。

この報告書は、その後、党の執行部に扱いを任され、最終的には小淵総裁の判断で、一つには三党連立である、他の二党の御意見にも十分耳を傾けなければならぬだろう。もう一つは、やはり世論の反応といったようなことも、私どもは当然のことではあります。国民政党内で十分耳を傾ける必要があるだろう、そういうことで附則九条は、その規定どおり、個人の資金管理団体に対する寄附は廃止しよう、こういうことにしたわけでありませう。

したがって、もう既にそこで政党に対する入りがある程度減るわけでありませう。入りが減るわけでありませうから、当然のこととして、政党交付金をそこでまた減らすということになりますと、これは政党の活動の存続基盤というものが非常に弱体化してきてしまふ。したがって、政党交付金の総額は変える必要はなからう、こういう結論に至ったわけでございます。

もともと余り政党交付金をお認めにならない共産党から交付金のことをお認めこれ言われるのは、いささか私も心外ではございますけれども、私どもとしては、この政党交付金の重要性にかんがみまして、大体ここで今ある程度定着したのではなからうかな、こう思っておりますから、ここで

あえて政党交付金の見直し規定をこれ以上存続する必要はなからうということで、六条でしたか、これの削除を今御提案させていただいておるところでございます。

○東中委員 個人に対する企業・団体献金の禁止は、政府案も自民党案も、政治改革のときに全部法案として出たのでございませう。総意で五年先に先送りしただけのことです。そのことと、今の十月二十五日に言っておったことと異なるつきり逆のことをよくぬけぬけ言いますなというふうには私は言いたくない。

そして、先ほど読みましたが、政党助成法の附則六条というのは、見直す根拠についてこう書いてあるのです。政党の政治活動の状況、政党財政の状況、政治資金の個人による拠出の状況、会社、労働組合その他の団体の寄附の状況を見て見直すという方針です。初めは、経済状況から見て減額するという方針を出しておた。今度は、個人献金とまいったから、だからそれは廃止するのだ。全然この法で言っていることと違ひますね。政党助成法の附則六条で決めたことと違ひますね。この制度をつくるときに国民の世論があつた、一人二百五十円だからというように、これを簡単に言つたけれども、大変な額ですから、そういうことについてどういう見直し規定がある。見直しもしないんだ、できたものと欲しいんだ。こんなことではだめです。私たちの態度が違ふからと言ふのはもつてのほかです。

こんなものを、政治活動を税金で、税金は国民がみんな払っているんですから、その税金を支持してない政党に支給するということ、これは憲法上の大問題です。憲法上許されないとだと言ふたは言つたのです。だから、政党助成は……（発言する者あり）何言っているんだ。よ。支持の問題ではないじゃないか。こういう憲法違反のことをやっておる悪政、世界じゅうどこ探しても、三百億を超すような政党助成を出しているところがないにやうな政党助成を出しているところか。そして、政党助成は受ける、企業献金

はもらう、減らそうとしない、こんなものは言語道断ですよ。断じて許されぬということを申し上げて、時間ですから、質問を終わります。

○櫻井委員長 これにて東中光雄君の質疑は終了しました。

次に、中西議員。

○中西（續）委員 社会民主党は、これまで長い間、先ほどの話に出ておりましたように、この種問題については四十年近く論議され、そしてようやく一つの方向性が出ようとしておるときにこうした論議がされること、私は大変残念に思っています。

というのは、政治に対する国民の不信というのはなせあるのか、これを解消することが目的ではないかと私は思います。さらにまた、企業と政治家の不透明な関係が政治腐敗の基本的構造であるということも、こうした論議の起こるたびごとに確認されてきたはずであります。そして三つ目に、政治家の癒着構造を断ち切らないと、この種問題については到底解消することはできないというところは、もう既にすべての皆さんが知っておられることだし、国民の皆さんはそれを期待しております。

そしてもう一つ、全国民の代表である政治家が、特定の利益の実現を求めて、公共の利益を損なうことがないようにする。今まで問題が起るたびごとに、そのように特定の利益実現を求めてやつたために、このような問題がさらに論議を重ねられてきた歴史があるということを、私たちは忘れてはならないんじゃないかと思ひます。

そうした意味で、企業・団体献金を個人並びに政党と断ち切るということが前提でなくてはならぬと私は思っています。こうした意味で質問をしようと思ひます。

そこで、小淵総理は、クエスチョンタイムで、我が党の土井党首の質問に對しまして、企業献金が悪いというのは少数意見であるということをおっしゃいました。私はそうではないという立場に立つものでありますけれども、この点については、私

は、まず自治大臣に、どのようにお考えかということをお聞きしたいし、他の政党内の皆さんにも、この点についての見解をお伺いしたいと思ひます。

○保利國務大臣 先ほどから繰り返して申し上げておりますとおり、きょうは自治省として出てきておりますものから、企業献金が善であるか悪であるかという点について、政治家としてそれなりの考え方はありますけれども、私の立場から申せば、適正に届け出られておるものは、それはきちんと受け付けるという形で、記録を保持しているのが自治省の立場だと。

善悪の判断については、差し控えていただきます。

○平沼議員 私どもは、企業・団体の献金が悪だとは思っておりません。企業というものの存在はこの自由主義社会で認められた存在でありまして、最高裁の判決もありますとおり、企業が政治活動をする、そのために資金を提供するということは憲法上保障されていることだと思ひます。

要は、それが悪だと言われていることは、やはり出と入りとかそういうことを明確にしておくことで担保できる。ですから、我々は悪だという認識には立っておりません。（発言する者あり）

○中西（續）委員 いや、他の党、聞きますけれども、お答えの自身が、企業献金が悪いというのは少数意見であるということに対する御見解を聞こうと思つたんです。

したがって、今御答弁いただいた自民党の方は、これは悪でない、そして少数意見でもないという理解をしてよろしいですか。

○平沼議員 私どもは、少数意見だ、そういうふうには小淵総理の言われたことは正しいと思ひます。

○中西（續）委員 引き続き、他の党の方にもお願いいたします。

○井上（義）議員 私どもは、政治献金は個人献金が最もふさわしい、個人献金の方向に行くべきで

あろう、このように理解しております。

ただ、企業献金が悪かどうかということについて言えば、これは個人献金も含めてそうなんですけれども、やはり献金する側と、それからそれを受ける側の政治家の倫理観、ルールが極めて大事だろう、こう思うわけでございます。それがきちっと適正に処理されていかなければ、個人献金もそういうことになり得る可能性は十分あるわけでございます。やはり献金する側と、受ける側の政治家の倫理というものが一番基本だろうと思っております。

ただ、強いて言えば、企業はやはり利潤というのが最大の動機で行動があるわけでございますから、そういう可能性というのは非常にあるんだろう。そういう意味からいいますと、今回、政治家個人に対する企業・団体献金を禁止の処置をとったということは極めて適切な処置だった、また画期的なことであった、私はこのように理解しております。

○中西(續)委員 私は、これが少数意見として判断をしておられるかどうかということをお聞きしているものであります。この点についてお触れいただきたい。

○井上(義)議員 少数意見であるかどうかは、私はわかりません。

○桜井委員長 自由党さんはどこ行った、自由党さんは。

○中西(續)委員 提案者がいらっしやらないようですから、この点については……(発言する者あり)

○桜井委員長 静かにしてください、静かに。静かにしてください。

中井治君。

○中井議員 どうも失礼をいたしました。

我が党内におきましては、企業献金やあるいは団体の献金については悪とは考えておりません。日本におきましては、スポーツも文化も、あるいは衆議院の候補者も、場合によっては地方選挙の候補者等におきまして、企業あるいは団体、

こういう形で助けていただいて今日までやってきた。これがいいか悪いかということではなしに、これをだんだん、スポーツの分野でも政治の分野でも個人が支えていく、こういう形に変えていくことについては、私も当然であると考えております。しかし、現行、それらを悪とする意見はくみしていない、こういう状況にあります。私も、少数意見だとは考えていません。

○中西(續)委員 今、この点についてはお答えございましてけれども、朝日新聞のアンケートでは、企業は七五%、献金禁止を期待するし、経済同友会も、政党に対する企業・団体献金のあり方について、今や市場経済の維持という大義名分が失われ、企業の株主重視という側面からも、これまでのような形で企業献金を行うことが難しくなってきたという上、これまでの企業献金を中心とする企業と政治の関係は、ある種の不透明感を含んでいたことも否定できないとして、四つの考え方を提示しています。

企業—政治の関係について、経済界も今のままではだめだと言ひ、新しい仕組みを構築する必要があるという認識に立っています。単に十条を削除するというのであれば、経済界の思いにもこたえられないのではないかと、世論にしても、既に経済界の皆さんについても、こうしたものはもう少数意見でなくなってきたというところを私はここで主張したいと思ひます。

したがって、今このような十条削除ということになりますと、未来永劫にこの制度を考えていくかということがまた問題になるわけであります。て、ようやくここまで議論が出てきておるわけですから、このことを今こそ取り上げないと、次々に一定の年限サイクルで出てくるであろうことを防ぎとめることはできないと思ひます。したがって、同条を削除する積極的理由は何でしょうか。

○平沼議員 先ほど来御答弁を申し上げておりますけれども、平成六年の一連の政治改革において、選挙でありますとか、あるいは政治資金でありますとか、あるいはまた公的助成、こういった

ことはすべて政党中央という形にシフトしてきております。

したがって、政党中央の政治を実現していく、そのために九条も削除をしたところでありますから、政党中央という形に変わった以上、我々は、出と入りを明確にしながら、やはりこの十条を削除する、こういう結論に至ったわけでありまして。

○中西(續)委員 そうしますと、他の二党の皆さんもそのような考え方で一致したということであろうと思ひます。

したがって、これに至った経過なりなんなりについてはまた、私、時間が大変少のうございましてから議論することはやめますけれども、私はこのことが大きな禍根を残すということを言わざるを得ません。

そこで、政治家個人への企業・団体献金を禁止するということを、さきの九条問題については一応採決が行われ、これは全党一致で認められました。

そこで問題は、先ほど問題になっておりました政党支部とかかわりでありまして。

この政党支部が、とりわけ選挙時における企業献金の受け皿、集金マシンとして活用されておるといふことがよく言われます。こういうような状況を考えますときに、今、個人献金ということと統一できるわけでありまして、企業・団体がこのような政党支部に対して献金できるといふことになりまして、問題になっておりますように、政党支部が資金管理団体では受け取れないい

わゆる大口献金の受け皿になる可能性が出てくるわけでありまして、こうした問題等を考えますと、やはり依然として企業・団体からの献金を大口で吸収することができるといふことにつながっていくわけでありまして、全くこうした点についての議論が不十分なまま、今また進行しようとしております。

このことについては、森幹事長が言うように、本当に新しい仕組み、方向というものをどのよう

に求めるかということであれば私は何もここでは指摘をしませんけれども、十条を削除することになりましてそこが抜け落ちていくということになるわけでありまして、この点についてどのようにお考えか。

○平沼議員 そのことについて、今の法体系のもとは、政党支部が政党支部に対する企業・団体の献金というものは無制限、こういう形に相なっております。そのことを危惧されているというふうに思ひます。そのことを危惧されているというふうな実績から見て、そのようなことは今までの実績では、野方図な大口献金というものはございせん。

しかも、これから我々は、三党でも合意をいたしましたけれども、出と入りですとか、あるいは情報公開法が施行されるわけでありまして、そういう中で御懸念の点は担保をして、そして国民に納得をさせていただくような体制をつくっていくたい、こういうふうな思っております。

○中西(續)委員 そういうことで、長い間できなかった歴史的な経過というものを考えたときに、今言われるようなこと、言葉だけでこれが過去を覆っていたんでは、具体的に制裁からすべてを含んでここで決めていただくことが今一番大事だと思ひます。

そこで、先ほど町村提案者の方からもありましたが、五年を経過したが、なかなか個人献金が進まないと言っておられましたけれども、この五年間に企業・団体の献金をちゃんととめたかったからこそ、ある程度従前どおりに金が入ってくるという形態があったために、あなたは一生懸命やられたというところを言っておられるようでありまして、そのことが本当になくなったときには、先ほどからお聞きしておると活動ができなくなるわけでありまして、そのために個人献金という一生懸命にならなくちゃならなかった。しかし、抜け道が五年間あったためにそこまで至らなかつたというところを私たちは指摘をしないで、はなれぬと思ひます。

この点についてどのようにお考えになり、そし

○中西(續)委員 個人献金の際、銀行口座を一つにして透明性を高めるべきであると考えられますけれども、この点について与党三党ではどうお考えになったのか、この点についてお答えください。

かに。静かにしてください。(発言する者あり) 靜
かに。(発言する者あり) 靜かに。靜かに。ここは
国会でありますから、国会でありますから、皆さ
ん、ひとつルールを守ってやっていただきたいと

立多数。林幹雄君の勸議は成立したことを認めます。(発言する者あり)

粕谷茂君外二十四名提出、政治資金規正法等の一部を改正する法律案について、国会法第五十七

政治資金規正法等の一部を改正する法律案
政治資金規正法等の一部を改正する法律

(政治資金規正法の一部改正)

第一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第三項、第二十一条の第三項及び第二項並びに第二十一条第一項において」を「以下」に改める。

第二十一条の第三項中「二分の一」の下に「(会社、労働組合、職員団体その他の団体のするものにあつては、八分の一)を加える」。

第二十一条第一項中「五十万円」を「二十万五千円」に改める。

第二条 政治資金規正法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項、第三項及び第四項中「並びに資金管理団体」を削る。

第二十一条の第三項を次のように改める。

3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

第二十一条第一項中「政治活動」を「個人のする政治活動」に改め、「(会社、労働組合、職員団体その他の団体のするものにあつては、十二万五千円)を削り、同条第二項中「政治団体」がする寄附」を削る。

第二十一条の二及び第二十六条第一号中「これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む」を「若しくは第三項に改める」。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十二条 (あいさつを目的とする有料広告の禁止)」を「第百五十二条 (あいさつを目的とする有料広告等の禁止)」とし、「第二百三十五条の六 (あいさつを目的とする有料広告の制限違反)」を「第二百三十五条の六 (あいさつを目的とする有料広告等の制限違反)」に改める。

第百五十二条の見出し中「有料広告」を「有料

広告等」に改め、同条第一項中「当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域。次項において同じ。内)を「国内」に改め、「広告」の下に「又は候補者に対する協賛の広告」を加え、同条第二項中「当該選挙区内」を「国内」に改め、「広告」の下に「又は候補者に対する協賛の広告」を加える。

第百九十九条の二第一項中「寄附」の下に「(花輪、供花その他の祝意又は弔意を表すために陳列される物としてされる寄附(以下「花輪等の寄附」という)を除く)を加え、「第百九十九条の五(後援団体に関する寄附等の禁止)第四項各号」を「第百九十九条の五(後援団体に関する寄附等の禁止)第五項各号」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「寄附については」を「寄附(花輪等の寄附を除く)については」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 公職の候補者等を寄附の名義人とする国内にある者に対する花輪等の寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に對してする場合、この限りでない。

第百九十九条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 公職の候補者等は、国内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、花輪等の寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に對してする場合、この限りでない。

第百九十九条の三「含む」の下に「以下この条において「公職の候補者等」という」を加え、「これらの者」を「当該公職の候補者等」に、「寄附をしてはならない」を「寄附(花輪等の寄附を除く)をしてはならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公職の候補者等がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、国内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、当該公職の候補者等の氏名若しくは当該公職の候補者等が就いている職を表示し又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような方法で花輪等の寄附をしてはならない。

3 国又は地方公共団体は、国内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、国に於ては衆議院議員若しくは参議院議員の、地方公共団体にあつては当該地方公共団体の議会の議員若しくは長の氏名若しくはこれらの者が就いている職を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で花輪等の寄附をしてはならない。

第百九十九条の五第一項中「寄附をしてはならない」を「寄附(花輪等の寄附を除く)をしてはならない」に、「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第百九十九条の二(公職の候補者等の寄附の禁止)第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「行なう」を「行い」に、「第四項各号」を「第五項各号」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 後援団体は、国内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、花輪等の寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該後援団体に係る公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)に對し寄附をする場合は、この限りでない。

第百三十五条の六の見出し及び同条第一項中「有料広告」を「有料広告等」に改める。

第百九十九条の二第二項を加え、同条第二項中「第百九十九条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第七項中「第百九十九条の二第四項」を「第百九十九条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第百九十九条の二第三項」を「第百九十九条の二第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第百九十九条の二第三項」を「第百九十九条の二第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第百九十九条の二第二項」を「第百九十九条の二第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第百九十九条の二第二項の規定に違反して寄附(当該選挙に關しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る)をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十九条の三「(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」の下に「第一項又は第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国又は地方公共団体が第百九十九条の三第三項の規定に違反して当該選挙に關し寄附をしたときは、国又は当該地方公共団体の公務員として当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十九条の五第一項中「第百九十九条の五(後援団体に関する寄附等の禁止)第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項及び第三項中「第百九十九条の五第二項」を「第百九十九条の五第三項」に改め、同条第四項中「第百九十九条の五第三項」を「第百九十九条の五第四項」に改める。

第百五十条第一項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第百五十一条、第百五十三条の二第一項及び第百五十四条中「有料広告」を「有料広告等」に、「第五項まで及び第七項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

つた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日

- (2) 寄附のうち次条第二項の寄附のあつせをされたものについては、その寄附のあつせをした者の氏名、住所及び職業（寄附のあつせをした者が政党、政治資金団体又は第十九条第二項の規定による届出がされている同項に規定する資金管理団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、次条第二項及び第十二条第一項第一号イ(2)において同じ。）並びに当該寄附のあつせに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

- (3) 第二十二条の三第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

- (4) 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額

- (5) その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日
ロ すべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次号ロ、次条第一項並びに第十二条第一項第一号ロ及び第二号ロにおいて同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

二 その他勘定に属する収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者との意思を通じてされた支出を含む。以下この号、第十二条第一項第二号及び第十七条において同じ。）については、次に掲げる事項
イ すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日
(2) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日
(3) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日
(4) その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日
ロ すべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日

第十條第三項を削る。
第十二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 寄附勘定に属する収入及び支出については、次に掲げる事項

- イ すべての収入については、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

- (1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間一万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日
(2) 同一の者によつて寄附のあつせをされた寄附で、その金額の合計額が年間一万円を超えるものについては、その寄附のあつせをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

- (3) 第二十二条の三第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

- (4) 特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下この条及び第十八条の二

において同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額
(5) その他の収入（寄附以外の収入で一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額。次号イ(4)において同じ。）が十万円以上のものに限り。）については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日
ロ すべての支出については、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）が五万円以上のもの（その他勘定からの支出と合算して一件当たりの金額が五万円以上となるものを含む。）に限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

ロ すべての支出については、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額が五万円以上のもの（寄附勘定からの支出と合算して一件当たりの金額が五万円以上となるものを含む。）に限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日
第十二条第二項中「同項第二号」を「同項第一号ロ及び第二号ロ」に改め、同条第三項中「第十九条の四及び第十九条の五において同じ。」を削り、「第一項第一号ロからチまで」を「第一項第一号イ(4)」に、「同号ロからチまで」を「同号イ(4)」に改める。

第十三条後段を削る。
第十八条第一項中「第九条第一項第一号リ」を「第八条の四第二項中「收受を」とあるのは「收受並びに当該政治団体の本部又は支部の寄附勘定から供与された第十八条第二項に規定する交付金」と、第九条第一項第一号イ(5)に、「並びにイ、ホ及びチの収入並びに」を「及び」に、「第十二条第一項第一号ヌ中「リ」の収入とあるのは「リ」の収入並びに第十八条第三項に規定する交付金」としを「同項第二号イ(4)中「その他の収入」とあるのは「その他の収入(1)から(3)までの収入及び第十八条第二項に規定する交付金以外の収入をいう。」と、第十二条第一項第一号イ(5)中「寄附」とあるのは「寄附及び第十八条第三項に規定する交付金」と、同項第二号イ(4)中「(1)から(3)までの収入」とあるのは「(1)から(3)までの収入及び第十八条第三項に規定する交付金」としに改め、同条第二項及び第三項中「するときは」の下に、「寄附勘定及びその他勘定ごと」を加える。

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数は、機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額
(3) 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額
(4) その他の収入（(1)から(3)までの収入以外の収入で一件当たりの金額が十万円以上のものに限り。）については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号を「同号ロ」に改め、「第二十三

条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とを削る。

第十九条の三を次のように改める。
(資金管理団体の届出をした公職の候補者の監督)

第十九条の三 資金管理団体の届出をした公職の候補者は、当該資金管理団体及びその会計責任者がこの法律の規定に違反することのないように、当該資金管理団体及び当該会計責任者を監督しなければならない。

第十九条の四及び第十九条の五を削り、第十九条の六を第十九条の四とする。

第五章の章名中「寄附等」を「寄附」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(団体の寄附等の禁止)

第二十一条 法人その他の団体(政治団体を除く。以下この条において同じ。)は、政治活動に関する寄附及び寄附のあつせんをしてはならない。

2 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

第二十一条の三第一項を次のように改める。

個人がする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一 政党及び政治資金団体に對してする寄附 千円

二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 五百万円

第二十一条の三第二項及び第三項を削る。

第二十一条の三第四項中「第一項及び」及び「特定寄附及び」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

を受けてはならない。
第二十一条の三第五項を削り、同条を第二十一条の五とする。

第二十一条の二第二項を次のように改める。

2 何人も、前項の規定に違反する寄附をすることとを勧誘し、又は要求してはならない。

第二十一条の二に次の一項を加える。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十一条の二を第二十一条の三とし、同条の次に次の一項を加える。

(資金管理団体以外の政治団体に對する寄附をさせる行為等の制限)

第二十一条の四 公職の候補者は、当該公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関して、当該公職の候補者が第十九条第二項の規定による届出をした資金管理団体以外の政治団体に對する政治活動に関する寄附をさせ、又は当該資金管理団体以外の政治団体に對して支出をさせてはならない。

第二十一条の次に次の一項を加える。

(政治団体間の寄附等の制限)

第二十一条の二 政治団体は、政治団体に對しては、政治活動に関する寄附及び寄附のあつせんをしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附及び寄附のあつせんに並びに政治資金団体及び第十九条第二項の規定による届出がされている資金管理団体が政党に對してする寄附及び寄附のあつせんについては、適用しない。

3 何人も、政治団体に對して、第一項の規定に違反する寄附をすること又は寄附のあつせんをすることとを勧誘し、又は要求してはならない。

4 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

第二十一条第一項中「政治活動に関する寄附」を「個人がする政治活動に関する寄附」に改め、「(会社、労働組合、職員団体その他の団体のするもの

にあつては、五十万円)」を削り、同条第二項中「政治団体がする寄附、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に對してする寄附及び」を削り、同条に次の一項を加える。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十一条の二から第二十一条の四までを削り、第二十一条の五を第二十一条の二とし、第二十一条の六を第二十一条の三とし、同条の次に次の一項を加える。

第二十一条の四 何人も、第十二条第一項又は第十七条第一項に規定する報告書における第十二条第一項第一号イ(1)の記載を免れる目的をもつて、各年中において、二以上の政治団体に對する政治活動に関する寄附をさせてはならない。

第二十一条の七を第二十一条の五とする。

第二十一条の八を削る。

第二十一条の九の見出し中「又は政治資金パーティーの対価の支払」を削り、同条第一項中「若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に

関し、又は政治資金パーティーに對価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない」を「又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に

関し、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与してはならない」に改め、同項第一号中「国家公務員法の下に(昭和二十二年法律第百二十

号)を加え、同項第五号中「地方公務員法」の下に「昭和二十五年法律第百六十一号)を加え、同条を第二十一条の六とする。

第二十一条の六を「七年」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第二十一条の二 第八条の二第二項の規定に違反して告知をしなかつた者(会社、政治団体その他の団体(以下この章において「団体」という。))にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条の三 政治団体が第八条の四第三項の

規定に違反して支出をしたときは、当該政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、十年以下の懲役に処する。

第二十四条中「会社、政治団体その他の団体(以下この章において「団体」という。))を「団体」に、

「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十八条第二項若しくは第十九条の四」を「若しくは第十八条第二項」に改める。

第二十五条第一項中「五年」を「七年」に改め、同項第二号中「第十八条第三項又は第十九条の五」を「又は第十八条第三項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第二十五条の二 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定に違反して寄附をし、又は寄附のあつせんをした者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

二 第二十一条第二項、第二十一条の二第三項又は第二十一条の三第二項の規定に違反して寄附をすること又は寄附のあつせんをすることとを勧誘し、又は要求した者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十一条第三項、第二十一条の二第四項又は第二十一条の三第三項の規定に違反して寄附を受け、又は寄附のあつせんに係る寄附を受けた者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)

四 第二十一条の四の規定に違反して寄附をさせ、又は支出をさせた者

第二十六条中「二年」を「三年」に改め、同条第一号中「第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。))」を「第二十一条の五第一項」に改め、同条第二号を削

り、同条第三号中「第二十二條の二」を「第二十一條の五第三項又は第二十二條第三項」に改め、同条を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。
三 第二十二條の四の規定に違反して寄附をさせた者

せた者

第二十六條の二中「該当する者」の下に「団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者」を加え、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の五又は第二十二條の六第三項」を「第二十二條の二又は第二十二條の三第三項」に改め、「団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者」を削り、同条を同条第一号とし、同条第四号中「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の三第一項」に改め、「団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者」を削り、同条を同条第二号とし、同条第五号及び第六号を削る。

第二十六條の三を削る。
第二十六條の四中「六月」を「一年」に改め、同条第一号中「第二十二條の七第一項」を「第二十二條の五第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十二條の九第一項」を「第二十二條の六第一項」に、「若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与し、又は政治資金パーティーに對価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの對価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に關与した者」を「又は自己以外の者がする政治活動に關する寄附に關与した者」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第二十二條の九第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条を同条第三号とし、同条を第二十六條の三とする。

第二十六條の五中「次の各号の一に該当する者」を「第二十二條の五第二項の規定に違反して寄附を集めた者」に改め、同条各号を削り、同条を第二十六條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十六條の五 資金管理団体の役員若しくは構成員又は会計責任者がこの法律の規定に違反する行為をした場合において、当該資金管理団体の届出をした公職の候補者が第十九條の三に規定する監督について相当の注意を怠つたときは、当該違反行為に係る当該各条の刑に処する。

第二十七條第一項中「第二十六條、第二十六條の二及び第二十六條の四」を「第二十五條の二から第二十六條の三まで及び前条」に改める。
第二十八條第一項中「第二十三條から第二十六條の五まで」を「第二十三條、第二十三條の二、第二十四條から第二十六條の五まで」に、「受けた者」を受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることがなく当該執行猶予の期間を経過した者に、「刑の執行を受けることがなくなるまでの間」を「五年間」に改め、同条第二項中「第二十三條の下に、第二十三條の三を加え、第二十六條、第二十六條の二、第二十六條の四」を「第二十五條の二から第二十六條の三まで、第二十六條の五」に、「禁錮」を「禁錮以上」に改め、「なくなるまでの間」の下に「刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の期間を経過した者」に改め、その裁判が確定した日から五年間」を加え、同条第四項中「前三項」を「第一項から前項まで」に改め、同条を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは刑の執行猶予中の期間」を削り、「前項に規定する者」を「第二項に規定する者（前項に規定する者を除く）」に改め、「若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間」を削り、「宣告することができ」を「宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することができ」に改め、同条を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十三條の三の罪につき刑に処せられた者（資金管理団体の役員又は構成員が第八條の四第三項の規定に違反する行為をした場合にお

いて、第二十六條の五の罪につき刑に処せられた当該資金管理団体の届出をした公職の候補者を含む。）及びこれらの刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることがなく当該執行猶予の期間を経過した者については、前項の五年間は、十年間とする。
第二十八條の二中「第二十六條第三号、第二十六條の二第三号、第二十六條の三第二号及び第二十六條の四第三号」を「第二十五條の二第三号、第二十六條第二号、第二十六條の二第一号及び第二十六條の三第二号」に、「第二十二條の六第四項」を「第二十二條の三第四項」に改める。
第二十八條の三第一項中「及び第二十六條から第二十六條の五まで」を、「第二十三條の二及び第二十五條の二から第二十六條の四まで」に改め、同条第二項中「第二十三條の下に、第二十五條の二及び第二十六條の二」を加え、「同条」を「これらの条」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

（寄附勘定に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第八條の四の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた政治活動に関する寄附には、適用しない。

（政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置）
第三条 施行日前に開催された政治資金パーティーの対価の支払については、なお従前の例による。

（報告書の提出等に関する経過措置）
第四条 新法第十二條第一項（新法第十七條第一項の規定によりその例によることとされる場合）及び新法第十八條の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。の規定は、施行日の属する年以後の

期間に係る新法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出及び記載について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（旧法第十九條の五の規定による記載を含む。）及び提出については、なお従前の例による。
2 新法第十二條第一項第一号イ（1）及び（2）の規定は、寄附のうち寄附のあつてに係るもので施行日以後に集められる寄附について適用し、寄附のうち寄附のあつてにに係るもので施行日前に集められた寄附については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第五条 施行日前にした行為並びに附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる政治資金パーティーに係る事項並びに前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二條第一項の規定による報告書及び旧法第十七條第一項の規定による報告書の提出及び記載に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の一部を次のように改正する。
附則中第九條及び第十條を削り、第十一條を第九條とし、第十二條から第十八條までを二條ずつ繰り上げる。
（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第七条 地方分権の推進を図るための関係法律の

期間に係る新法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出及び記載について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（旧法第十九條の五の規定による記載を含む。）及び提出については、なお従前の例による。
2 新法第十二條第一項第一号イ（1）及び（2）の規定は、寄附のうち寄附のあつてに係るもので施行日以後に集められる寄附について適用し、寄附のうち寄附のあつてにに係るもので施行日前に集められた寄附については、なお従前の例による。

整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定のうち同法別表第一「政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)」の項中「第二十二條の六第五項」を「第二十二條の三第五項」に、「第二十八條第四項」を「第二十八條第五項」に改める。

第四百五十九條のうち政治資金規正法第二十二條の六に一項を加える改正規定中「第二十二條の六」を「第二十二條の三」に改める。

第四百五十九條のうち政治資金規正法第三十三條の次に一條を加える改正規定のうち同法第三十三條の二第一項第一号中「第二十二條の六第五項」を「第二十二條の三第五項」に、同条第二項中「第二十八條第四項」を「第二十八條第五項」に改める。

(独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十一年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第三條のうち政治資金規正法第二十二條の九第一項の改正規定中「第二十二條の九第一項」を「第二十二條の六第一項」に改める。

第三條のうち政治資金規正法第二十六條の四第四號の改正規定中「第二十六條の四第四號」を「第二十六條の三第三號」に改める。

理由

議會制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、政治団体の経理における寄附勘定の創設、寄附に関する公開の強化等の措置を講ずるとともに、公職の候補者に資金管理団体に対する監督義務を課し、あわせて、

政治資金規正法違反について罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(直人君外三名提出)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の三を第二十一條の五とする。

第二十一條の二第二項を削り、同条を第二十一條の四とする。

第二十一條第一項中「第三項並びに第二十一條の三第一項及び第二項において」を「以下」に改め、同条第四項中「以上の市町村(特別区を含む)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部」を「次条第一項の規定により届け出られた支部」に改め、同条を第二十一條の二とし、同条の次に次の一條を加える。

(会社等の寄附を受ける政党の支部の届出)

第二十一條の三 政党は、文書で、その支部を会社、労働組合、職員団体その他の団体から寄附を受ける支部とする旨を、当該支部の第六條第一項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に届けることができる。

2 前項の規定により届け出ることができる政党の支部は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域を単位として設けられる支部(一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域につき一に限る。)、衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域を単位として設けられる支部(一の衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域につき一に限る。)、一以上の都道府県の区域を単位として設けられる支部(一の都道府県の区域につき一に限る。及び一以上の市町村(特別区を含む。以

下この項及び第二十二條第三項において同じ。の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域、公職選挙法第十五條第五項の規定により二以上の郡市の区域とみなされた市の区域にあつては当該郡市の区域とみなされた区域。以下この項及び第二十二條第三項において同じ。を単位として設けられる支部(一の市町村の区域につき一に限る。))に限るものとする。

3 政党は、第一項の規定の例により、同項の規定による届出をした支部を会社、労働組合、職員団体その他の団体から寄附を受ける支部でなくする旨を、届け出ることができる。

4 第一項及び前項の規定による届出の様式は、自治省令で定める。

5 第十九條の二の規定は、第一項及び第三項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「その資金管理団体の届出をした者の氏名、その者に係る公職の種類並びに資金管理団体の名称」とあるのは、「その届出をした政党の名称並びに当該支部の名称」と読み替へるものとする。

第五章中第二十一條の二の前に次の一條を加える。

(政党及び政治資金団体の寄附の制限)

第二十一條 政党及び政治資金団体は、政治活動に関する寄附(公職の候補者の選挙運動に関するもの及び政治資金団体が政党に対してするものを除く。)をしてはならない。

第二十二條の二中「第二十一條第一項」を「第二十一條の二」に、「第二十一條の三第一項」を「第二十一條の四、第二十一條の五第一項」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第三項を加える。

第二十六條第一号中「第二十一條第一項」を「第二十一條の二」に、「第二十一條の三第一項」を「第二十一條の四、第二十一條の五第一項」に改め、「第二十二條第一項の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二号中「第二十一條第三項」を「第二十一條の二第三項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定のうち同法別表第一「政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)」の項中「第二十二條の二」の下に「(第二十一條の三第五項において準用する場合を含む。)」を、「第二十條の二」の下に、「第二十一條の三第一項及び第三項」を加える。

第四百五十九條のうち政治資金規正法第三十三條の次に一條を加える改正規定のうち同法第三十三條の二第一号中「第十九條の二」の下に「(第二十一條の三第五項において準用する場合を含む。)」を、「第二十條の二」の下に、「第二十一條の三第一項及び第三項」を加える。

資金管理団体に対する団体の寄附の禁止を有効なものとするため、政党の政治活動に関する寄附を制限するとともに、団体からの寄附を受けることができる政党の支部及び政党の支部が一の団体から受けることができる寄附の額を限定する必

理由

資金管理団体に対する団体の寄附の禁止を有効なものとするため、政党の政治活動に関する寄附を制限するとともに、団体からの寄附を受けることができる政党の支部及び政党の支部が一の団体から受けることができる寄附の額を限定する必

理由

資金管理団体に対する団体の寄附の禁止を有効なものとするため、政党の政治活動に関する寄附を制限するとともに、団体からの寄附を受けることができる政党の支部及び政党の支部が一の団体から受けることができる寄附の額を限定する必

理由

資金管理団体に対する団体の寄附の禁止を有効なものとするため、政党の政治活動に関する寄附を制限するとともに、団体からの寄附を受けることができる政党の支部及び政党の支部が一の団体から受けることができる寄附の額を限定する必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案に対する修正案

政治資金規正法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

公職選挙法及び政党助成法の一部を改正する法律

第一条の前の見出し並びに同条及び第二条を削り、第三条を第一条とし、第四条を第二条とする。

附則第一条中「第一条、第四条」を「第二条」に改める。

附則第二条中「第四条」を「第二条」に改める。

附則第三条中「この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）」を「第二条の規定」に、「附則第一条ただし書に規定する」を「第二条の」に改める。

平成十一年十二月二十二日印刷

平成十一年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C